

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	15	生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します。
予算額：1,418,002千円 決算額：949,263千円		従事職員数9人（指導主事9人）

1 「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 東京都統一体力テストの実施

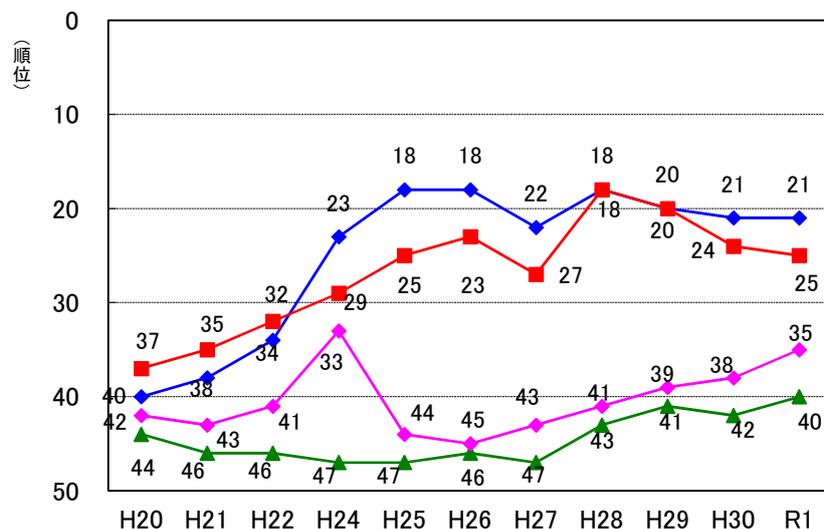
都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

【体力合計点 東京都平均値の推移（80点満点、単位：点）】

		平成 23 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小5	男子	54.1点	54.7点	54.6点	54.2点
	女子	54.0点	56.3点	56.2点	55.9点
中2	男子	39.1点	41.2点	41.2点	40.9点
	女子	45.4点	49.1点	49.6点	49.6点
高2	男子	51.4点	52.6点	52.3点	52.4点
	女子	48.0点	51.1点	51.3点	51.5点

【全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（文部科学省）都道府県別順位の推移（東京都）】



※H23は、東日本大震災の影響により実施していない。

(2) 中学生「東京駅伝」大会

中学生が学校や部活動の垣根を越えて高い目標に向けて切磋琢磨^{せつさたくま}し、中学校期における健康増進と持久力等の体力向上、公正・協力等の態度の育成、努力・忍耐力等の精神力の向上に資するため、区市町村対抗の中学生「東京駅伝」大会を開催する。

(3) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する。

(4) 都立高校における「パワーアップハイスクール」の指定

高校生の体力向上や心身の健康の保持増進を目的とした取組の充実を図ることにより、学校の特色化と高校生の体力の底上げを図る。

(5) 地区における「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」の指定

国際的なスポーツ大会を契機とし、スポーツへの興味・関心を高め、より運動に親しむことで、「運動が苦手」「運動が嫌い」な児童・生徒をなくし、体力の向上を図る。

<成果>

ア 東京都統一体力テストを開始した平成23年度と比較すると、全学年ともに向上傾向にあり、体力合計点平均値も上昇している。

平成30年度と比較すると、小・中学校では、中学校2年生女子以外の全学年で男女ともに低下している。

高等学校では、3年生男子が低下しているが、1・2年生は男女ともに向上している。

最も大きく向上したのは、男子では、高等学校1年生でプラス0.2ポイント、女子では、高等学校1年生でプラス0.7ポイントという結果だった。

小・中・高等学校全ての校種で見ると、学年が上がるにつれて、男女ともに向上している。

イ 「パワーアップハイスクール」の指定校では、体力向上の推進に関する事項を学校経営計画に位置付け、外部講師を活用した体力向上・健康増進に資する取組を行うとともに、校内体制を整備するなどして、体力向上の研究内容をまとめた。

<課題>

ア 東京都統一体力テストにおける総合評価D・E層の割合を前年度と比較すると、中学校2年生女子は横ばい、高等学校2年生は減少しているが、小学校5年生男女、中学校2年生男子、高等学校2年生男子は増加しているため、D・E層に着目した体力向上を推進すること。

<今後の取組の方向性>

- ア 東京都統一体力テストについては、各地区の体育健康教育担当の指導主事を対象とした連絡会や中学校・高等学校の保健体育科主任を対象とした連絡協議会を通して、東京都統一体力テストの効果的な実施・結果活用の促進を図る。
- イ パワーアップハイスクール指定校の取組を参考に、健康と運動との関連を図る取組や運動が苦手な児童・生徒を対象とした取組など、健康増進と体力向上に向けた取組の推進を図る。

2 運動部活動の振興（指導部）

<取組状況>

(1) 部活動指導員の配置・活用

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

(2) スポーツ特別強化校の実施

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、全国大会や関東大会への出場を目指す拠点として「スポーツ特別強化校」を指定し、都立高校及び都立中等教育学校（後期課程）における運動部活動の競技力向上を一層推進する。

<成果>

ア 部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- ・都立学校 163 校に対して 599 名を配置
- ・中学校 33 区市村 386 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国 1 / 3、都 1 / 3）

イ 効果

- ・休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- ・専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- ・顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。

ウ 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を策定した。

エ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて ― 部活動に関する総合的なガイドライン ―」を作成・配布した。

オ 運動部活動が優秀な競技実績を継続し、今後も全国大会等の出場を目指す部活動を 1 型「特別強化部」として 29 校 46 部、オリンピック開催に向け、競技人口の少ないスポーツを普及・育成する部活動を 2 型「育成競技」として 11 校 12 部、1 型「特別強化部」に準じる部活動を「準特別強化部」として 11 校 11 部指定した。

また、東京都と地方都市の高校生が、スポーツ等を通して交流することにより、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への気運を互いに高め合い、競技力向上を目指すとともに、都立高校生が地方都市の地場産業、伝統芸能・文化や地域貢献等を体験することにより、地元の人々との絆を深めながらボランティア意識等を高めた。

<課題>

ア 制度的な側面

- ・部活動指導員の会計年度任用職員への移行を踏まえた体制整備を確実なものとする。

イ 人材の側面

- ・部活動指導員としての資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
- ・適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

ウ 財政的な側面

- ・国が示す1時間当たりの単価（1,600円）や予算を増額すること。
- ・国の補助事業を継続的に実施すること。

エ 令和元年度全国高等学校総合体育大会の都立学校の出場率は、個人種目15.3%、団体種目15.1%であり、スポーツ特別強化校を中心に、更に競技力向上を図ること。

<今後の取組の方向性>

ア 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充すること。

（都立学校：600人、公立中学校：588人）

イ 適切な部活動運営の推進に向けて、「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて 一部活動に関する総合的なガイドライン」を周知すること。

ウ 多くの運動部活動が全国大会や関東大会へ出場することを目標として、引き続き、競技力向上を図るとともに、競技人口の少ない運動部活動の普及・活性化を図る。

3 特別支援学校における取組の充実（指導部）

<取組状況>

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れるとともに、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れた。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層の伸長を図った。

<成果>

新たに取り組んだ障害者スポーツ等

フライングディスク（ディスクゴルフ・ディスクドッジボール）	14校
ボッチャ	11校
ゴールボール	10校
ラグビー（タグラグビー・車いすラグビー）	6校
陸上競技（マラソン・ジャベリックスロー・マラソン・駅伝）	6校
車いすバスケットボール（バスケットボール）	5校

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

シッティングバレー	4校
卓球（卓球バレー・車いす卓球）	4校
パラバドミントン（バドミントン）	4校
カローリング	4校
ティーボール	4校
ブラインドサッカー	3校
フロアカーリング	3校
キックベースボール	3校
サッカー（フットサル・電動車いすサッカー等）	3校
その他	31校

（複数回答あり）

各種スポーツ大会における実績

ア 国際大会

BISFED 2019 HONG KONG WORLD OPEN〈ボッチャ〉等

イ 全国大会

ジャパンパラ水泳競技大会（優勝）、日本パラ水泳選手権大会（優勝）、全国ボッチャ選抜甲子園（優勝）等

ウ 関東大会

関東身体障がい者水泳大会（優勝）、関東地区盲学校水泳大会（優勝）、関東地区盲学校ゴールボール大会中学部の部（優勝）、全国知的障害特別支援学校高等部選手権「もう一つの高校サッカー選手権」関東大会（優勝）、知的障がい者フットサル関東交流大会（夏）（優勝）等

<課題>

体育の授業等を通して障害のある児童・生徒がスポーツに親しむ取組や、部活動を通して競技力を高める取組を更に推進する。

<今後の取組の方向性>

- ・今年度と同様、各校で報償費や旅費等を活用し、外部講師による指導や助言を受け、教職員の指導力向上を図ったり、児童・生徒がスポーツに親しむ教育活動等を展開したりする。
- ・各校の実践事例や校内研修等の情報を提供し、各校の良い実践を都立特別支援学校全校で共有できる仕組みを確立させる。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	16	健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。
予算額：12,697千円 決算額：11,136千円		従事職員数3人（指導主事0人）

1 健康教育の推進（指導部）

(1) がん教育に関する指導の充実

<取組状況>

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第3期）」を踏まえ、平成29年度、東京都がん教育推進協議会を設置して外部講師を活用したがん教育の推進に係る事項を協議し、平成30年5月の教育委員会定例会において、東京都がん教育推進協議会提言を報告した。令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育を推進する。

また、平成29年度から毎年度、指導資料としてリーフレット及び活用の手引（教師用）を作成し、全ての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布している。

また、平成27年度から毎年度、教員等を対象とした講演会を開催している。

<成果>

- ・健康教育推進委員会を開催し、がん教育指導資料の内容等について協議し、リーフレット及び活用の手引を修正した。
- ・修正したリーフレット及び活用の手引（教師用）を全公立学校に配布した。
- ・教員等を対象とした講演会を開催した。

<課題>

外部講師を活用したがん教育の実施率を向上する。

<今後の取組の方向性>

令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育の実施を目指す。

(2) 性に関する指導の充実

<取組状況>

人間尊重の精神を基本とした人格の完成を目指して、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、児童・生徒の実態等に応じた指導を展開できるよう、学習指導要領改訂の機会を捉え、教員用の指導書である「性教育の手引」を改訂し、平成31年度3月に全公立学校に配布した。

教員が本手引を活用して、児童・生徒が、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、各学校における性教育を支援していく。

<成果>

- ・東京都医師会と連携し、産婦人科医を活用したモデル授業を10校で実施した。
- ・改訂した手引の趣旨や特徴等について、区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で周知した。

<課題>

- ・性教育の手引を活用した指導事例・実践事例を周知するとともに、産婦人科医を招へいた性教育の授業の充実を図ること。
- ・性教育に関する教員研修の充実を図ること。

<今後の取組の方向性>

性に関する指導の充実について、区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で、「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知する。
また、産婦人科医を活用した性教育の授業の募集枠を30校に拡大し、引き続き、東京都医師会との連携を推進する。

2 アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

- (1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進（地域教育支援部）
- (2) アレルギー疾患対応研修の実施（都立学校教育部・地域教育支援部）

<取組状況>

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭やエピペン[®]携帯児童・生徒等の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施し、平成27年度からは管理職も対象とした。さらには、アレルギー疾患対応に係る資料等を配布し、活用の周知・徹底を図った。

- ・アレルギー疾患対応研修実施状況（令和元年度）

対 象	回 数	参加人数
学校教職員	6回	3,850人
学校栄養職員	2回	504人

※学校教職員対象の研修のうち2回は管理職対象研修

<成果>

- ・アレルギー疾患の基礎知識やエピペン[®]の使用法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止や緊急時に適切に対応できるようになっている。
- ・「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等、学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

<課題>

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒等の増加や、食物アレルギーの新規発症に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

- ・アレルギー疾患対応研修を継続していくとともに、様々な事例を集めたヒヤリハット・ヒント事例集の活用等により、事故の未然防止や緊急時対応能力の向上を図る。
- ・学校における食物アレルギー対応の体制整備や校内研修の実施を推進する。

3 食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 学校における食育の推進

＜取組状況＞

栄養教諭及び学校栄養職員に対し、各種研修会の実施等を通じて、学校給食等を活用した食育の取組を支援している。

また、学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、教科等間で連携した食に関する指導や地場産物を活用した地産地消に関わる指導など、食育を推進するため、栄養教諭の配置を進めている。

- ・学校栄養職員等研修実施状況（令和元年度）

研修名	参加人数
学校栄養職員新規採用者研修	42人
学校栄養職経験者前期（5年次）研修	39人
学校栄養職経験者後期（10年次）研修	32人
食に関する指導研修会	（延期）
学校栄養職員等研修会	664人

- ・栄養教諭配置実績（平成20年度から配置）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
配置人数	57人	64人	64人	63人	63人

＜成果＞

学校栄養職員等に対する各種研修会の実施を通じて、栄養士としての専門性や学校給食を活用した食育等についての指導力を向上させた。

また、一部の学校では、地場産物を取り入れた学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などにより、食べ物や生産者に対する感謝の心が育ち、児童・生徒の食に関する意識が高まったものと考えている。

＜課題＞

食育推進の中核となる栄養教諭の配置拡大が進まない。

また、食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

栄養教諭の職をより魅力あるものとしていくことで、栄養教諭の配置拡大を図っていく。

基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

また、新学習指導要領を踏まえ、体育科、家庭科及び特別活動だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても、食育が効果的に行われるよう支援していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	17	危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します。
予算額：173,448千円		決算額：129,030千円
従事職員数5人（指導主事5人）		

1 学校における安全教育の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 「安全教育プログラム第12集」の作成及び活用の推進

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図るため、「安全教育プログラム第12集」を作成し、都内公立学校全ての教員に配布し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の3領域をバランスよく指導できるようにした。

・「安全教育プログラム」作成・配布数

年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	70,000部	71,000部	71,500部

(2) 「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校12校を指定した。また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」に掲載することにより、各学校での安全教育の推進を図った。

(3) 関係機関と連携した安全教育の充実

警視庁及び都民安全推進本部と連携し、高等学校において参加・体験型交通安全教室（スタントマンを活用した交通安全教室）を実施した。

また、警視庁及び消防庁並びに都民安全推進本部と連携し、区市町村立教育委員会や都立学校へ資料送付等を行うことで、安全教育の充実、徹底を図った。

<成果>

(1) 「安全教育プログラム第12集」の作成及び活用の推進

ア 「安全教育プログラム第12集」に掲載されている総合的な安全教育を推進するための考え方や計画、実践事例を活用することで、教職員の安全教育への意識を高め、実践につなげるようにした。

イ 「安全教育プログラム第12集」には、「東京マイ・タイムライン」（総合防災部 令和元年6月）を活用した指導実践などを掲載し、喫緊の課題に対応した内容を安全教育指導に生かすことができるようにした。

(2) 「安全教育推進校」の指定

基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

安全教育推進校の指定校 2 年目に公開授業を実施することで、安全教育の実践について広めることができた。(6校)

(3) 関係機関と連携した安全教育の充実

体験型交通安全教室(スタントマンを活用した交通安全教室)を実施することで、生徒及び教員の交通安全に対する意識を高めることができた。

<課題>

- ・都立高等学校における自転車の安全な利用に関するルールについて、徹底していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

(1) 「安全教育プログラム第 12 集」の作成及び活用の推進

「安全教育プログラム」を都内公立学校全ての教員に配布する。

(2) 「安全教育推進校」の指定

「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域(関係機関)が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発する。

(3) 関係機関と連携した安全教育の充実

令和 2 年度においては、高等学校等における自転車通学の生徒に対し、ヘルメット着用のルール化を推進するため、「自転車安全運転指導推進校」として高等学校 4 校を指定する。

2 防災教育の推進(指導部)

(1) 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

<取組状況>

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート～災害と安全～」を都内の公立、私立・国立の小・中学校等に配布した。「防災ノート～災害と安全～」の活用や学校・家庭・地域が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「親子防災体験」(小学校等対象)及び「防災標語コンクール」(中学校等対象)を実施した。

- ・「防災ノート～災害と安全～」作成・配布数

小学校 1～3 年生版	第 1 学年の児童に配布	123,000 部
小学校 4～6 年生版	第 4 学年の児童に配布	120,000 部
中学校版	第 1 学年の生徒に配布	124,000 部
高等学校版	第 1 学年の生徒に配布	130,000 部

- ・「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

	対象	内容
親子 防災体験	都内の全国公立・私立小学校、特別支援学校(小学部)及び義務教育学校(前期課程)の児童並びにその保護者	防災体験施設や防災イベントにおいて、「防災ノート～災害と安全～」を活用して児童と保護者が共に防災体験(地震体験、消火体験等)を行う。
防災標語 コンクール	都内全公立中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)及び義務教育学校(後期課程)の第1学年の生徒	「防災ノート～災害と安全～」を活用した学習を通して学んだことを踏まえ、生徒が防災標語を考える。

<p>(親子防災体験の実施施設)</p> <p>○都内8か所の防災体験施設【平成31年4月から令和2年3月まで】</p> <p>東京消防庁都民防災教育センター(池袋防災館、本所防災館、立川防災館)、東京消防庁消防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、東京都北区防災センター、練馬区立防災学習センター</p>
--

<成果>

ア 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

「親子防災体験」や「防災標語コンクール」の取組により、各学校において、避難訓練の事前・事後指導、各教科の授業、学級活動(ホームルーム活動)、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で、「防災ノート～災害と安全～」の活用が図られた。

イ 「親子防災体験」防災体験施設での実施者数(参加児童数)

平成30年度実績8,281人 ⇒ 令和元年度実績8,453人(172人増)

ウ 防災標語コンクール(応募作品数)

73,134標語

(全公立中学校、義務教育学校及び中等教育学校、公立特別支援学校 計656校で実施)

<課題>

教材の活用等による防災教育の推進により、具体的な防災行動に、より一層つなげていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

ア 「防災ノート～災害と安全～」を、都内全ての小学校1年生・4年生、中学校1年生、高等学校1年生に配布する。

イ 「防災ノート～災害と安全～」の活用を図り、家庭・地域と一体となった防災教育を一層充実させる。

ウ 「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域(関係機関)が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発するとともに、「防災ノート～災害と安全～」の活用方法について研究する。

(2) 「合同防災キャンプ」の実施

<取組状況>

ア 合同防災キャンプ

- (ア) 目的 東日本大震災の被災地での交流活動、復興支援ボランティア体験、特定非営利法人日本防災士機構が実施する「防災士」の資格を取得
- (イ) 参加人数 生徒 81 名・教員 12 名、計 93 名
- (ウ) 宿泊研修 令和元年8月21日(水)から同月23日(金)まで、2泊3日(場所：福島県)
- (エ) 内容 福島県の高校との交流活動、福島県いわき市における復興支援ボランティア体験、福島県浪江町での被災地状況視察、防災士養成講座(ワークショップ)

イ 令和年度都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会

- (ア) 日時 令和元年12月21日(土)午後1時30分から午後4時30分まで
- (イ) 会場 御茶ノ水ソラシティホール(JR「御茶ノ水」駅徒歩1分)
- (ウ) 出席者 都立高等学校等の防災活動支援隊の生徒及び担当教員
「合同防災キャンプ」参加生徒及び教員

(エ) 内容

第Ⅰ部「全体会」

- ①防災活動支援隊活動報告(都立稔ヶ丘高等学校)
- ②合同防災キャンプ報告(都立青井高等学校)
- ③防災士養成講座報告(都立青梅総合高等学校)

第Ⅱ部 講演「発災時における対応と地域に求められる防災活動」

- ①生徒 グループ協議「災害時に高校生ができること」
- ②教員 グループ協議「効率的・効果的な避難所運営」、「実践的・体験的な防災訓練」

<成果>

- ア 福島県の高校との交流活動、福島県いわき市における復興支援ボランティア体験、福島県浪江町での被災地状況視察等を通じて、参加生徒及び教員の防災意識を高めることができた。
- イ 特定非営利法人日本防災士機構が実施する「防災士」の資格を、生徒 80 名、教員 12 名が取得した。
- ウ 「合同防災キャンプ」に参加した生徒及び教員が、報告会において、その経験を他の学校の生徒や教員に報告する取組を通し、被災地の現状等について全都立学校で情報共有させることができた。
- エ 「令和元年度都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会」では、グループ協議の機会を通し、他校の取組を情報交換することができた。

<課題>

より多くの高校生の防災意識を高めるために、「合同防災キャンプ」等を実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和2年度は、被災地での宿泊研修は行わず、都内会場にて防災士養成講座を実施する。

(3) 都立学校における「宿泊防災訓練」の実施

<施策の取組状況>

災害から自らの生命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせ、防災に関する意識を高め実践力の向上を図るとともに、助け合いや社会貢献など「共助」の精神を育み、人間としての在り方生き方を考えさせるため、都立高等学校等において一泊二日の宿泊防災訓練を行った。

<成果>

- ア 各校においては、消防署、警察署、自衛隊や区市町村の防災担当課等と連携した訓練、地域の町内会、地元消防団や東京防災隣組等、地域と連携した訓練を行った。
- イ 大規模な災害が発生し、多数の帰宅困難者が生じた場合、学校が東京都帰宅困難者対策条例に基づき「一時滞在施設」、「災害時帰宅支援ステーション」、「避難所」となった場合を想定し、その運営補助ができるよう訓練した。

<課題>

- ア 防災訓練を通して、帰宅困難者や避難所の運営など地域に貢献できる人材を育成する「共助」の精神を育む取組を推進していく必要がある。

<施策の取組状況>

帰宅困難者や避難所の運営など地域に貢献できる人材を育成するため、防災支援隊を中心とした実践的な防災訓練の取組について検討していく。

3 特別支援学校における安全教育の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 都立特別支援学校宿泊防災訓練の実施

首都直下地震等の大規模災害発生を想定した宿泊防災訓練を、全都立特別支援学校 57 校で実施した。

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実施校数	57 校	57 校	57 校
参加児童・生徒数	1,716 人	1,744 人	1,813 人
参加教員数	1,330 人	1,341 人	1,378 人

<成果>

大災害発生時、多くの特別支援学校が福祉避難所となることを想定し、実施校の 90 パーセント以上で、地域や関係機関と連携した避難所設営や避難及び防災訓練を実施した。

<課題>

児童・生徒等の実態及び教職員体制、地域の環境の変化等に対応した防災訓練を継続的に実施することが重要である。

<今後の取組の方向性>

引き続き、全都立特別支援学校における宿泊防災訓練を継続する。

(2) 安全な通学に向けたGPS機能の活用

全ての特別支援学校に、東京都教育委員会作成のリーフレット「位置検索（GPS）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」（平成30年12月）を参考にしながら、児童・生徒等の実態に応じた行方不明の防止策を講じることを指導した。平成31年度（令和元年度）教育課程において、8割以上の特別支援学校で、行方不明を含む学校事故の防止を重点的な配慮事項とした。

<成果>

特別支援学校における行方不明発生件数が減少した。

<課題>

GPS機器を所有していない家庭、障害特性によりGPS機器を常時所持させることが困難な児童・生徒などへのGPS利活用支援が課題である。

<今後の取組の方向性>

引き続きGPS機能を活用するなどしながら通学時の事故の防止を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
施策展開の方向性	18	東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します。
予算額：	1,272,444 千円	決算額： 763,408 千円
		従事職員数：13 人（指導主事 6 人）

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（指導部）

- (1) 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進
- (2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校の顕彰

<取組状況>

都教育委員会が制定した「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての公立学校において、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安として組織的・計画的に展開した。

<成果>

平成 30 年度に優れたオリンピック・パラリンピック教育を行った学校をオリンピック・パラリンピック教育アワード校として顕彰し、オリンピック・パラリンピック教育を一層推進した（事業推進部門 148 校、環境部門 32 校）。

<課題>

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、五つの資質のうち、特に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」に関連した取組の更なる充実・発展を図る。

<今後の取組の方向性>

各学校において、引き続きオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、東京 2020 大会終了後のレガシーを見据えた取組を実施する。

また、東京 2020 大会を直接観戦する体験を通じて、子供たち一人一人に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していく。

2 ボランティアマインドの醸成（指導部）

- (1) ボランティアサミットの開催
- (2) 東京ユースボランティアの拡充
- (3) 東京 2020 大会に関連したボランティアへの参画
- (4) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

<取組状況>

基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

社会に貢献しようとする意欲や、他者を思いやる心などのボランティアマインドを醸成し、子供たちの自尊感情を高めていくため、発達段階に応じて、ボランティア活動を行う「東京ユースボランティア」を展開した。

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

<成果>

児童・生徒の発達段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」では、令和2年3月現在、全ての都立学校252校に加えて、幼稚園・こども園3園、小学校233校、義務教育学校6校、中学校79校が学校登録した。

都立高校におけるボランティア活動の新たな取組として、「都立高校生海外ボランティア体験（Tokyo Global Citizenship）」を実施し、令和元年8月26日から同月30日まで、都立高校生17人がベトナム社会主義共和国でJICA関連施設や障害者施設等を訪問し、ボランティア活動を行った。

また、「第2回都立高校生等によるボランティア・サミット」を開催し、「都立高校生海外ボランティア体験」の活動報告を行ったほか、参加した都立高校生等がグループディスカッションを行い、ディスカッションの結果をボランティア宣言としてまとめた。

東京2020大会に関連したボランティアへの参画として、「東京2020大会における中高生のボランティア体験（仮称）」の参加希望調査を行った。

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

<課題>

各学校が取り組んできたボランティアマインドの醸成に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き各学校におけるボランティア活動や環境保全に係る活動を充実させるとともに、東京2020大会開催時には、子供たちがこれまで育んできたボランティアマインドを発揮する機会として、大会に関連したボランティアへの参画を図る。また、オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰や優れた取組の紹介により、東京2020大会終了後のレガシーを見据えた取組を推進する。

3 共生社会の形成（指導部）

- (1) パラリンピック競技応援校の指定
- (2) パラスポーツ指導者講習会・東京都公立学校パラスポーツ交流大会の実施
- (3) 被災地等との連携によるパラスポーツ交流体験
- (4) ボッチャ交流行事推進事業
- (5) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

<取組状況>

基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

パラスポーツの観戦・体験、スポーツを通じた特別支援学校と地域の学校との交流など、子供たちが、お互いの人格や個性についての理解を深め、思いやりの心を育成する取組を行った。

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

<成果>

パラスポーツを通して障害者理解を促進するため、パラスポーツ指導者講習会を14回開催し、パラリンピック競技応援校として、競技団体連携型20校及び観戦促進型30校を指定した。

また、都内国公立特別支援学校と小・中・高等学校との交流を促進するため、「東京都公立学校パラスポーツ交流大会」としてフロアバレーボール大会を実施し、9校4チームが参加したほか、ボッチャを通じた交流行事を推進する地区を2地区指定した。

さらに、都内中学校と被災県の中学校3組がパラスポーツを通じた交流を行った。

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

<課題>

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、子供たちの障害者理解をさらに高め、共生社会の形成につなげる必要がある。

また、各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

パラスポーツ指導者講習会の実施、パラリンピック競技応援校の指定や各学校における障害者理解の取組等をさらに推進し、東京2020大会後のレガシーにつなげることで、共生社会の実現を目指す。

引き続き各学校における環境保全に係る活動を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰や優れた取組の紹介により、東京2020大会終了後のレガシーを見据えた取組を推進する。

4 スポーツ志向の重視（指導部）

(1) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施

<取組状況>

子供たちが様々なスポーツを体験するなど、フェアプレーやチームワークの精神を育み、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養う取組を実施した。

<成果>

アスリート等の派遣事業「夢・未来プロジェクト」を公立学校300校で実施した。

<課題>

各学校が取り組んできたスポーツ体験やアスリートとの交流などの取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

「夢・未来プロジェクト」の実施により、児童・生徒のスポーツへの関心を深め、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培うための取組を推進する。また、各学校におけるスポーツに親しむ取組やアスリートとの交流を継続し、大会後も長く続く教育活動として発展させる。

5 豊かな国際感覚の育成（指導部）

(1) 世界ともだちプロジェクトの拡大

<取組状況>

大使館や留学生等との交流や、海外の学校とのメール・手紙等のやり取りなど、世界各国の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、豊かな国際感覚を醸成し、世界の多様性を受け入れる力を育てる取組を行った。

<成果>

「世界ともだちプロジェクト」では、大使館等と学校との直接交流が可能となるよう調整を図り、79か国の大使館等から協力を得た。

<課題>

各学校が取り組んできた国際交流の取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

東京都国際交流コンシェルジュにより各学校の国際交流の取組を支援する。また、オリンピック・パラリンピック教育で築いたつながりを生かし、東京2020大会後も国際交流を継続するなど、各学校において、長く続く教育活動として取組を発展させる。

6 「学校2020レガシー」の構築（指導部）

(1) 子供の競技観戦に向けた準備

(2) 東京2020大会に関連したボランティアへの参画

<取組状況>

各学校が、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」において展開してきた、五つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、又は本教育を契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校の特色として東京2020大会以降も継続させる活動を「学校2020レガシー」として設定し、教育活動を推進した。

<成果>

都内全ての公立学校が、「学校2020レガシー」構築に向けた取組を推進した。子供の競技観戦に向けた準備を進めたほか、東京2020大会に関連したボランティアへの参画として、「東京2020大会における中高生のボランティア体験（仮称）」の参加希望調査を行った。

<課題>

「学校 2020 レガシー」として設定した取組を、大会後も長く続く教育活動として展開する必要がある。

<今後の取組の方向性>

オリンピック・パラリンピック教育実践報告会等において、「学校 2020 レガシー」に係る優れた取組を紹介し、令和3年度以降の教育活動の在り方について周知するとともに、「学校 2020 レガシー」として位置付ける教育活動の一層の推進を図る。

また、東京 2020 大会を直接観戦する体験や大会に参画する機会を通じて、子供たち一人一人に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していく。

7 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）（指導部）

<取組状況>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

東京都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験等を推進し、様々な文化に対する理解を深める取組を行った。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

- ・令和4年度に開催が内定している第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に向けて、都立高等学校の文化部活動の充実を推進するため、東京大会で開催が予定されている部門の文化部活動の活性化と部門内の組織強化を目標に、文化部推進校18校及び文化部新設置推進校4校を指定した。
- ・文化部活動における全国大会参加旅費等を支給した。

(3) 国際的に活躍する芸術家等の招へい（再掲）

国内外で著名な芸術活動の実績がある芸術家を派遣し、文化部活動に対して実技披露や実技指導を実施することにより、専門的かつ高いレベルの部活動指導を通して、生徒の取組意欲及び技術向上を促進した。

<成果>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

文化プログラム・学校連携事業指定校として、広域活動団体型31校、地域連携型142校を指定した。指定校では、オーケストラや歌舞伎の鑑賞、和太鼓体験等を行い、優れた文化に対する理解を深めた。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会に、都立高等学校が延べ51校出場した。

項目	成果目標	結果
全国高等学校総合文化祭への都立高等学校の出場校	延べ40校以上	延べ51校

(3) 国際的に活躍する芸術家等の招へい（再掲）

文化部活動への芸術家派遣事業実施校の生徒を対象としたアンケート結果では、本事業の講演・指導に対する満足度が約92%であった。

項目	成果目標	結果
事後アンケートにおいて「満足」・「やや満足」と回答した生徒の割合	90%以上	91.8%

<課題>

(1) 東京2020大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

各学校が取り組んできた様々な文化を理解する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

- ・外部人材を効果的に活用した、生徒の取組意識及び技能を効果的に向上させること。
- ・推進校の取組を他の都立高等学校に普及させ、文化部活動全体の活性化の推進を図ること。
- ・第46回全国高等学校総合文化祭東京大会の実施に向けた、部門内組織を更に強化すること。

(3) 国際的に活躍する芸術家等の招へい（再掲）

- ・生徒の芸術に対する取組意欲及び技術を効果的に高める芸術家等を適切に派遣すること。

<今後の取組の方向性>

(1) 東京2020大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

東京都の文化プログラムの活用などにより、優れた芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進しオリンピック・パラリンピック教育の充実を図るとともに、学校と地域の芸術文化団体との継続的な連携を構築することにより、東京都の文化プログラムの裾野拡大や東京2020大会のレガシーとなる取組を支援する。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

- ・全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、推進校の取組や成果を都立高校全体の文化部活動全体の活性化につなげること。

(3) 国際的に活躍する芸術家等の招へい（再掲）

- ・本事業は今年度限定の事業であり、来年度は実施しない。

＜東京都教育ビジョン（第4次）＞

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	19	次代を担う社会的に自立した人間を育成します。
予算額： 6,266,307 千円 決算額： 5,540,220 千円		従事職員数：13 人（指導主事 8 人）

(1) 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発（指導部）

＜取組状況＞

A I 時代を見据え、社会人としてよりよく生きていくことができるための「読解力」及び「自ら学ぶ力」が向上する教育プログラムを3か年かけて開発する。

- ・読解力の基礎となる力に関する実態把握を行い、授業における読解力向上の指導方法を検討
- ・生徒の自ら学ぶ力に関する実態把握を行い、自ら学ぶための環境づくり及び学ぶ意味や意義を理解する指導方法を検討
- ・生徒一人一人のつまずきや分かり方に関する実態把握を行い、認知の特性に応じた支援方法を検討

＜成果＞

- ・「読解力」、「自ら学ぶ力」「認知特性」に関する実態調査で明らかになった課題を分析し、指導の必要性に基づき、「学びの基盤」プロジェクト1年次として教育プログラムを開発した。

＜課題＞

- ・1年次に開発したプログラムを活用した検証授業を研究協力校において実施し、教育プログラムの検証を行う。
- ・読解力、自ら学ぶ力、認知特性がそれぞれ取り組んだ1年次教育プログラムを統合させる。
- ・「学びの基盤」プロジェクト研究協力校の校内体制を構築する。

＜今後の取組の方向性＞

- ・2年次調査を実施して実態を把握するとともに、1年次教育プログラムの検証授業を通して明らかになった課題を踏まえ教育プログラムの内容の充実を図る。
- ・読解力、自ら学ぶ力、認知特性がそれぞれ取り組んだ1年次教育プログラムを統合させた教育プログラムを開発する。
- ・「学びの基盤」プロジェクト事務局の担当者が各研究協力校の校内研修等に定期的に参加し、校内の研究・研修体制の構築について支援していく。

(2) BYODを活用した教育の促進（指導部）

＜取組状況＞

都立学校7校の普通教室等にWi-Fi環境を配備するとともに、また3校の校内にモバイル・ルーターを配備し、生徒が所有するICT機器等の効果的な活用法や校内のルール作りなどの研究を実施した。

＜成果＞

生徒が所有するICT機器等の効果的な活用法や校内のルール作りなどの研究を実施し、成果について

成果報告会及び公開授業を実施し、全都立学校へ普及を図った。

<課題>

生徒が所有する ICT 機器等を活用し学習支援クラウドサービス等を利用することによる、双方向型授業への転換

<今後の取組の方向性>

ICT を活用して、Society5.0 に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発する指定校事業を実施する。

(3) 首都大学東京（現：東京都立大学）との高大連携の推進（指導部）

<取組状況>

希望する都立高校生を対象として、平成 29 年度から大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラムを、また、平成 30 年度から生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成 30 年 9 月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力を向上させることを目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

<成果>

- ・令和元年 7 月 11 日（木）第 3 回首都大学東京 都立高校生のための先端研究フォーラムの実施
都立高等学校・都立中等教育学校 46 校で生徒 309 名、教員 32 名が参加した。

- ・理数研究ラボの実施

参加した生徒からは、科学に対する興味・関心を高めるとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付けることができたなどの感想があった。

<課題>

- ・講演内容がやや高度であったとの感想もみられたため、今後は、講演内容について事前に概要を把握することのできる教材等の配布の検討が必要である。
- ・幅広い学校から興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。

(4) 東京農工大学との高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

①指導部の取組

<取組状況>

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、都立多摩科学技術高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの 12 年間を一貫した

プログラムを開発することを目的として、平成 31 年 3 月に連携協定を締結した。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、大学教員による生徒の研究に対する指導や、大学の研究室における専門性の高い実験の継続的な実施など、12 年間のプログラムのうち高校段階のプログラムの一部を開始するとともに、高校教育と大学教育の円滑な接続に向けた検討を更に進めていく。

②都立学校教育部の取組

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高校教育から大学・大学院教育まで継続的に育成するプログラムの開発を行う。

<成果>

令和元年度は、令和 3 年度から開始する高大接続プログラムの準備期間に位置付けられており、東京農工大学と事業連携対象の都立多摩科学技術高等学校と協議を重ねることにより、具体的な取組内容を決定することができた。

<課題>

令和 3 年度からの開始に当たり、実施上の具体的な課題の整理
都立多摩科学技術高等学校から東京農工大学への高大接続プログラムの具体的な検討

<今後の取組の方向性>

高大接続プログラムのうち高校段階での取組内容をより具体的に検討していく。令和 2 年度から実施することができる取組については、実施する予定である。

また、高大接続プログラムのうち高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、高校から大学院後期課程までの 12 年間を見通した高大接続プログラムの開発に向けて取り組んでいく。

(5) 総合学科高校における高大連携の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、総合学科高校における高大連携を更に推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させ、高校での学びを生かした大学との円滑な接続を実現させる。

<成果>

令和元年 5 月に総合学科高校 10 校及び本庁（指導部・都立学校教育部）による連絡協議会を設置し、連携先候補大学の選定や、連携内容について検討した。

総合学科高校生の課題研究を大学のもつ研究手法・指導法により深化させるとともに、大学との円滑な接続等を図るなど幅広く連携事業を推進していくため、令和 2 年 3 月に産業能率大学との間で連携協定を締結した。

＜今後の取組の方向性＞

大学教員を講師とした総合学科高校の教員向けの講習会の実施や各学校のニーズに応じた生徒への学習支援、大学教員による課題研究発表時の指導講評、生徒の大学講義の体験受講など連携内容について、今後検討していく。

(6) 東京学芸大学との高大連携の推進（都立学校教育部・指導部）

①都立学校教育部の取組

＜取組状況＞

平成 31 年 2 月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるように、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進する。

＜成果＞

令和元年度は、令和 3 年度から開始する高大接続プログラムの準備期間に位置付けられており、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校と協議を重ねることにより、取組内容を決定することができた。

＜課題＞

- ・教職への志をもち、教職を目指すための、魅力ある具体的な取組の検討
- ・令和 3 年度からの開始に当たり、実施上の具体的な課題の整理
- ・都立小金井北高等学校以外の学校への取組の拡大

＜今後の取組の方向性＞

教職への志を高められるような 1 年次の取組内容と教職に就くに当たり必要となる知識・技能・態度などを育成することができる取組内容の具体化に向けて検討していく。令和 2 年度から実施することができる取組については、実施する予定である。

②指導部の取組

＜取組状況＞

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成 31 年 3 月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として中心に実施することとした。

＜今後の取組の方向性＞

連携協定に基づき、東京学芸大学の教員による教職の魅力伝えるセミナーや、教職大学院生によるワークショップを実施するとともに、地域の小中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして、児童・生徒に積極的に関わる機会を設定し、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

(7) 国際交流コンシェルジュの運営（指導部）

＜取組状況＞

都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う「国際交流コンシェルジュ」を創設し、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行った。

＜成果＞

平成 30 年 10 月に創設し、データベース機能を有する「国際交流支援システム」の運用と併せ、多くのマッチング支援や相談対応等を行った。

＜課題＞

国際交流を実施する学校の裾野を広げるため、「国際交流コンシェルジュ」の活用をより促進する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

「国際交流コンシェルジュ」の広報を引き続き行い、利用校の拡大を図る。また、都内公立学校へのマッチング支援や相談対応等を引き続き実施していくとともに、国際交流未実施校を中心として、気軽に始めることができる国際交流の実施方法の普及を図り、国際交流の裾野を広げていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	20	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します。
予算額： 4,240,193 千円 決算額： 4,045,569 千円		従事職員数：4人（指導主事1人）

(1) GAPに関する教育の推進（再掲）（都立学校教育部）

<取組状況>

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

GAPの認証団体による認証の取得については、令和2年3月時点で農業系高校全8校においてJGAP又は東京都GAPの認証を取得した。

<成果>

都立農業系高校全8校において、令和元年度末までにGAP認証を取得している。

農業系高校における認証取得状況(令和元年度末時点)

学校名	認証取得農産物
園芸高等学校	トマト
農芸高等学校	トマト
農産高等学校	ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ
瑞穂農芸高等学校	メロン
農業高等学校	トマト、緑茶、日本なし、ブドウ
大島高等学校	トマト、ブロッコリー
三宅高等学校	さといも、ナス、緑茶
八丈高等学校	オクラ、トマト、ミニトマト

<課題>

GAP認証を取得していない農産物で、GAPと同様の取組を推進することや、GAPの意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、GAP指導員資格を持つ教員を育成すること。

<今後の取組の方向性>

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討

GAPの意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校PRの実施等

(2) ものづくり立志事業の実施（再掲）（指導部・都立学校教育部）

<取組状況>

工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練

技術者による講演・実演や、ものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施した。

<成果>

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

<課題>

初年度は講演を実施する学校が多く、生徒の意欲を高める取組としては成果を上げることができたが、実践につなげる取組が少なかった。

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

<今後の取組の方向性>

2年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同世代で他の工業高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

(3) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
令和元年度からビジネス科7校で「ビジネスアイデア」を実施した。
- イ 学習成果発表会の実施
令和2年2月、「ビジネスアイデア実践発表会」を開催した。

<成果>

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
教育研究員において「ビジネスアイデア」のカリキュラム開発するとともに、年に12回の協議を行い、各校の取組及び教材等を共有した。
- イ 学習成果発表会の実施
「ビジネスアイデア実践発表会」において、商業高校の取組状況を共有するとともに、協力企業等も参加し、他社の協力支援の方法等を把握する機会となった。

<課題>

- ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続
- イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実
- ウ 商業7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

＜今後の取組の方向性＞

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の開催
- イ 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催
- ウ ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(4) 中高一貫教育校の改善（都立学校教育部）

＜取組状況＞

都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）（平成31年2月策定）に基づき、併設型中高一貫教育校について、6年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い教育ニーズを踏まえた、中学校段階での生徒募集の規模拡大について調整を行った。

＜成果＞

改善実施に向けた諸調整を各校と進めるとともに、冊子「令和2年度（2020年度）東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」において、富士、武蔵、両国及び大泉高校の募集停止について掲載し周知を行った。

＜課題＞

白鷗高校・附属中学校については、施設整備の状況を踏まえ実施時期を検討する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

引き続き、高校段階での募集停止及び中学校段階での生徒募集拡大について周知を行うとともに、白鷗高校・附属中学校について実施時期検討及び都立中高一貫教育校卒業生の社会における活動状況についての調査の実施・検証を行う。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	21	質の高い教育を支えるための環境整備を進めます。
予算額：35,028,114千円 決算額：33,293,536千円		従事職員数：7人（指導主事1人）

(1) 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施（都立学校教育部）

<取組状況>

各校のグランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、以下の取組を実施した。

ア 都立高等学校ホームページのリニューアル

外部の専門スキルを活用し、都立学校39校に実施した。

イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信

生徒自身が企画や編集に携わりながら、生徒の視点や感覚で自らが伝えたい学校の魅力が詰まった動画を東京都公式動画チャンネル「東京動画」により配信し、中学生等の同世代に学校の魅力を伝えている。平成30年10月から配信を開始しているが、令和元年11月末までに「東京動画」に開催された33校（43作品）から選考された10校を、令和2年2月に表彰した。

令和2年2月末現在、36校（48作品）が配信されている。

<成果>

ア 都立高等学校ホームページのリニューアル

分かりやすく伝える訴求力の高いデザイン、内容に改善された。

イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信

動画制作を通して在校生が母校に一層愛着を持つとともに、企画力や協働する力、ICT関連の知識やスキルを主体的に学ぶ機会となっている。また、令和2年1月実施の教育モニターアンケートでも高評価を得ている。

<課題>

いずれもまだ取り組んでいない学校に対する啓発や支援が課題である。

<今後の取組の方向性>

まだ取り組んでいない学校に対する啓発や支援を進め、特にホームページについては、順次全ての都立高等学校についてリニューアルを実施する。

(2) 都立高校における在京外国人生徒等に係る募集規模の検討（再掲）（都立学校教育部）

<取組状況>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、令和2年度入学者選抜においては、新たに杉並総合高校に募集枠を設置するとともに、既設の募集枠設置校1校において募集人員を増やした。

<成果>

- ・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移
平成28年4月入学（平成27年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校の5校（募集人員95人）
平成29年4月入学（平成28年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校の6校（募集人員110人）
平成30年4月入学（平成29年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校（募集人員120人）
平成31年4月入学（平成30年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校（募集人員130人）
令和2年4月入学（令和元年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・杉並総合高校の8校（募集人員150人）
- ・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率
平成28年4月入学（平成27年度入学者選抜） 2.07倍
平成29年4月入学（平成28年度入学者選抜） 1.96倍
平成30年4月入学（平成29年度入学者選抜） 2.06倍
平成31年4月入学（平成30年度入学者選抜） 1.75倍
令和2年4月入学（令和元年度実施入学者選抜） 1.45倍

<課題>

- ・在京外国人生徒対象枠の募集人員を増やし、入学者選抜の応募倍率は低下したものの、今後も日本語指導が必要な生徒が増加することが見込まれることから、引き続き、適切な募集規模を検討する必要がある。
- ・在京外国人生徒が、入学後に日本語習得に時間がかかる場合も多く、その結果、各学校における学習指導等も難しくなっている。また、言語・文化等の違いによる外国人生徒特有の課題等に対し、教員のみでは対応が困難になっている。

<今後の取組の方向性>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集規模を検討する。

また、日本語指導が必要な生徒が、都立学校入学後に授業を理解する上で必要となる日本語を早期に習得し、学校生活を円滑に送ることができるように、NPO等の外部人材と連携した支援体制の構築について検討する。

(3) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（再掲）（指導部）

<取組状況>

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。

在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和2年度においては、近年の増加数を考慮して予算の

増額を行った。

<成果>

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

年度	決算額	申請人数
H26 年度	9,875,000 円	55 人
H27 年度	10,517,000 円	80 人
H28 年度	14,273,000 円	140 人
H29 年度	22,035,000 円	151 人
H30 年度	30,469,000 円	181 人
R1 年度	32,043,000 円	174 人

<課題>

- ・日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。

<今後の取組の方向性>

- ・在京外国人の増加を踏まえ、日本語指導外部人材活用事業の一層の活用を検討する。
- ・教員の日本語指導に対する理解を深めるとともに、日本語指導が必要な生徒に対する指導（教科学習に関する指導や生活指導・進路指導等）に関する資質・能力の向上に資するため、教員向けハンドブックの開発を行う。

(4) 英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストのプレテストの実施（指導部）（再掲）

<取組状況>

平成 31 年 3 月に公表した「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業」の募集要項により事業者の公募を行い、審査を経て事業者を決定した。また、都内公立中学校 3 年生約 8,000 人を対象としてプレテストを実施した。

<成果>

本事業に関する基本的事項、実施運営等を取りまとめ、事業者と協定を締結した。

プレテストの成果、課題等の検証結果を取りまとめ、次年度以降の確認プレテスト等の実施に向けて検討を行った。

<課題>

中学校英語スピーキングテストの本格実施に当たり、中学校における英語 4 技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図れるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。

また、令和 2 年度の都内公立中学 3 年生全生徒を対象とした確認プレテスト、令和 3 年度から始まるスピーキングテストに向け、公平で公正なスピーキングテスト実施のための準備を進めていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

事業者と連携の上、スピーキングテストの準備を進めるとともに、学校関係者へ向けた周知を行っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	22	優れた教員志望者を養成・確保します。
予算額：151,980千円	決算額：127,116千円	従事職員数：11人（指導主事4人）

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成（指導部）

(1) 「東京都教員育成協議会」における連携促進

<取組状況>

ア 教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行う。

(ア) 委員

- ・大学関係者 5名
- ・区市町村教育委員会教育長 3名
- ・学校関係者 4名
- ・教育庁関係者 16名

(イ) 取組

- ・第1回 教員育成協議会（令和元年6月27日）
- ・第2回 教員育成協議会（令和元年10月24日）

<成果>

法定で定められた協議会を定期的開催し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行い、教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、連携促進に努めた。

<課題>

新しい教育課題への対応など、継続的に教員の育成ビジョンを見直し、大学、学校、教育委員会の連携を一層深め、教員の資質・能力の向上に努める。

<今後の取組の方向性>

教育公務員特例法に基づき、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」及び「東京都教職員研修計画」を本協議会において協議し、教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、連携促進に努める。

また、本協議会において検討された内容は、ホームページを通じて広く周知するとともに、必要な事項は、区市町村教育委員会、都立学校及び関係各所等に周知する。

(2) 「東京教師養成塾」の実施

<取組状況>

東京都の公立学校の教員を希望する選抜された学生に対して、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物（実践的な指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる教員）を養成するため、「特別

基本的な方針 9 これからの教育を担う優れた教員の育成

教育実習」や「教科等指導力養成講座」を実施した。

ア 対象

小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む。）で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、推薦基準に基づき学長が推薦した大学4年生及び大学院2年生150人以内（小学校コース：130人以内、特別支援学校コース：20人以内）

イ 講座

(7) 特別教育実習（年間40日以上の実習と40時間以上の授業を実施）

「教師養成指定校」において、年間を通し、原則として週1回の実習及び5日間（年3回）の連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を育成した。

(4) 教科等指導力養成講座（年間15回）

「教科等に関する講座」・「教育課題に関する講座」などの講義を通して、教科等の専門性や指導技術及び学級経営における実践的な指導力を身に付けるとともに、今日的な教育課題について理解を深めた。また、年間15回の講座とは別に、自宅で学習できるように「オンライン英会話」と「動画視聴」（指導と評価）を実施した。

(7) 塾生の特別教育実習の状況（塾生の平均）

実習日数	45.1日	授業実践時数	42.1時間	管理職等の講話	9.9回
------	-------	--------	--------	---------	------

<成果>

数多くの授業実践や行事等を経験し実践的な指導力を身に付けた塾生が、都の教員として採用された。

（塾生の採用状況）

年度	H27年度 (H28採用)	H28年度 (H29採用)	H29年度 (H30採用)	H30年度 (H31採用)	R1年度 (R2採用)
推薦者数	197名	203名	183名	162名	147名
入塾者	149名	150名	131名	112名	80名
都採用者	144名	147名	128名	105名	76名

<課題>

ア 将来の教育管理職候補者につながるような教員としての優れた資質能力を有する学生を確保するため、入塾者選抜の内容や育成期間を見直す必要がある。

イ 塾生の指導・育成体制の充実を図るため、東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターとの連携を強化する必要がある。

<今後の取組の方向性>

ア 連携大学等へ事業の趣旨や期待する塾生像等について具体的に周知を図るとともに、選抜方法の改善を行い、優秀な学生を確保していく。

イ 教職に対して意欲のある学生を育成することや早期に評価し養成塾生の進路変更を可能にすること等の実現のため、養成塾生の育成期間を変更していく。

ウ 大学のカリキュラムとの重複を解消することで、講座を縮減していく。

エ 動画視聴等による講座の充実を図っていく。

オ 東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターの役割を明確化するとともに、連携大学との連携強化を図っていく。

(3) 教職大学院との連携事業

<取組状況>

東京都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学）との連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を指定し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。

このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。

そこで、東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察や大学及び連携協力校関係者、学部新卒学生、派遣の現職教員及び管理職候補者からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を実施した。

【実績等】

- ・令和元（2019）年度の学部新卒学生のために提供した学校数
連携協力校：165校
- ・令和元（2019）年度評価についての聞き取りをするための訪問した学校数
大学院：5大学院 連携協力校：3校
- ・令和元（2019）年度 東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会
幹事会：2回開催 連携協議会：2回開催

<成果>

教職大学院での学修や連携協力校での教育実習を通して、学部新卒学生は、教員としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けることができた。

- ・平成 29、30、令和元(2019)年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査において、教職大学院での学修を「生かしている」、「ある程度生かしている」と回答した所属長の割合

領域①	領域②	領域③	領域④	領域⑤
教育課程の編成	各教科の指導方法	生徒指導・教育相談	学級経営・学校経営	学校教育・教員の在り方
79.4%	85.2%	85.2%	79.4%	82.3%

【令和元（2019）年度 11月～12月調査】

<課題>

連携協議会等において、教職大学院と連携した学部新卒学生の一層の指導の充実を図るため、連携協力校における実習調査や教職大学院修了者への追跡調査などを協議する必要がある。

また、中学校及び高等学校の教員を志望している学部新卒学生については、教科の専門性の確保の一層の強化が必要である。

<今後の取組の方向性>

学部新卒学生については、各教科等の実践的な指導力の充実や教育課程の編成、教育相談・生徒指導、

学級経営・学校経営に関する指導力を身に付けるため、連携協議会において、各教職大学院のカリキュラムにおける「共通に設定する領域・到達目標」の位置付けを検討していく。

また、教職大学院、連携協力校、教育委員会との連携を強化し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成していく。

2 優秀な教員志望者の確保（人事部）

(1) 優秀な教員志望者の確保

<取組状況>

ア 地方会場における第一次選考の実施

東京会場（3か所）に加え、仙台会場、大阪会場及び福岡会場において、第一次選考を実施した。

イ PRの拡充・拡大

(7) 「東京の先生になろう」の作成・配布

東京都公立学校の教員を目指す方へ、東京都が目指す教育、東京都が求める教師像、教育施策、現職教員の声、任用制度、キャリアアップ、研修制度やサポート体制及び福利厚生制度等を掲載した、東京都公立学校教員採用案内「東京の先生になろう」を作成・配布した。

(4) 採用候補者選考説明会の実施

地方出身者の受験者数増加を図るため、都内での説明会に加え、地方における説明会等を実施した。

- ・都内会場：参加者数 2,418 人
- ・地方会場（6か所）：参加者数 361 人
- ・大学説明会（133 大学）：参加者数 4,438 人

(7) 個別相談会

東京都の教員を目指している学生等が抱いている教育現場への不安や疑問に、現役教員が直接答える個別相談会を実施した。

- ・2回（都内貸会議室）：参加者数 247 人

(エ) 学校見学会

東京都の教員を目指している学生等を対象に「東京都の教育」や「東京の子供たち」に対する理解をより深めてもらうため、都内の公立学校における授業見学及び教職員研修センターにおける研修体験などを実施した。

- ・7回7コース：参加者数 281 人

ウ 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置した。

- ・応募者数 44 人、受験者数 36 人、合格者数 14 人

エ 理科教育を推進する教員の採用

小学校における理科教育の充実を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（理科コース）を設置した。

- ・応募者数 37 人、受験者数 29 人、合格者数 12 人

オ 国際貢献活動経験者の採用

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考を実施した。

- ・応募者数 12 人、受験者数 12 人、合格者数 5 人

<成果>

平成 31 年度教員採用候補者選考（32 年度採用）の実施状況
応募者数 12,230 人、受験者数 10,378 人、合格者数 3,418 人
倍率 3.0 倍（平成 30 年度実施 2.9 倍）

<課題>

教員の大量退職が続く中、一定の応募者数を確保するとともに、競争性を担保しつつ、その中から教員としての資質能力を有する者を確実に採用する必要がある。

<今後の取組の方向性>

戦略的な教員採用説明会の実施について検討するほか、学校の働き方改革に向けた取組を更に強化し、教員の魅力や東京都公立学校における働き方改革の取組み状況を積極的にアピールすることにより、受験者数の確保に努める。

3 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）（都立学校教育部・指導部）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進（再掲）

①都立学校教育部の取組

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の新実施計画（第二次）に基づき、高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるよう、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進する。

<成果>

令和元年度は、令和 3 年度から開始する高大接続プログラムの準備期間に位置付けられており、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校と協議を重ねることにより、取組内容を決定することができた。

<課題>

- ・教職への志をもち、教職を目指すための、魅力ある具体的な取組の検討
- ・令和 3 年度からの開始に当たり、実施上の具体的な課題の整理
- ・都立小金井北高等学校以外の学校への取組の拡大

<今後の取組の方向性>

教職への志を高められるような 1 年次の取組内容と教職に就くに当たり必要となる知識・技能・態度などを育成することができる取組内容の具体化に向けて検討していく。令和 2 年度から実施することができる取組については、実施する予定である。

②指導部の取組

<取組状況>

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成 31 年 3 月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として中心に実施することとした。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、東京学芸大学の教員による教職の魅力伝えるセミナーや、教職大学院生によるワークショップを実施するとともに、地元の小中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして、児童・生徒に積極的に関わる機会を設定し、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	23	教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります。
予算額：2,352,292千円 決算額：2,029,683千円		従事職員数：27.6人（指導主事23人）

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実（指導部）

(1) 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえた教員研修の充実（指導部）

<取組状況>

教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるように策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、「各職層に応じて身に付けるべき能力や成長段階に応じて求められる役割・能力」について、教員のキャリアステージや職層に応じた研修を実施した。

また、教員及び教育管理職に共通して求められる「教育課題に関する対応力」についても研修を実施した。

ア 経験に応じた研修

種別	都立学校
1年次研修	507人
2年次研修	507人
3年次研修	455人
中堅Ⅰ研修	474人
中堅Ⅱ研修	187人

イ 職層に応じた研修

種別	都立学校
主任教諭研修	391人
4級職研修	164人
主幹教諭研修	163人
指導教諭研修	1人
教育管理職研修	617人
校長研修	248人
副校長研修	369人

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

ウ 教員の教育課題に関する対応力を高める研修

種別	公立学校
特別支援教育コーディネータ研修	211 人
教科等に関する専門性の向上	3,686 人
教育課題に関する専門性の向上	5,039 人

<成果>

ア 具体的な成果

1 年次研修	全ての演習や協議を実施し、研修内容についての理解を深めさせることができた。
2 年次研修	児童・生徒との信頼関係を築く方法を知り、体罰の根絶に対する意識を高めることができた。
	ワークシートを、校外における研修の事前課題として活用することにより、校内における研修と校外における研修の内容を充実させることができた。
3 年次研修	講義・演習・協議等の時間配分を工夫したことにより、受講者の主体的な学びを促すことができた。
	事前課題を活用して協議を行うことにより、テーマへの理解を深めることができた。
中堅Ⅰ、Ⅱ研修	サテライト研修や同一研修の複数回実施により、研修機会の拡大や受講者の移動による負担を軽減することができた。
主任教諭研修	都立学校副校長を講師とすることにより、実務的な内容の講義を実施することができた。
主幹教諭研修	最新の資料を基に講義・演習の内容を構築することで、研修の充実を図ることができた。
指導教諭研修	講義内容を事前に把握することで、協議の視点を明確にすることができた。
教育管理職研修 (校長・副校長)	研修形態を工夫することで、研修効果を高めることができた。
特別支援教育 コーディネータ研修	小学校・中学校・高等学校と特別支援学校を分離したことで、よりニーズに応じた研修内容を設定することができた。
教科等に関する 専門性の向上	教科調査官や大学の教授等を講師にすることで、受講者に新学習指導要領の理解の推進や課題意識の向上を図ることができた。
教育課題に関する 専門性の向上	学習指導要領等改訂の趣旨について受講者に理解させることができた。

イ 効果測定結果（都立学校対象）

受講者アンケートにおける満足度・理解度や校長評価において、高い評価を得ることができた。

	受講者アンケート		校長評価
	満足度	理解度	成果
	肯定的	肯定的	肯定的
1年次研修	98.0%	97.4%	80.9%
2年次研修	94.7%	93.9%	85.4%
3年次研修	96.8%	97.1%	88.3%
中堅Ⅰ研修	96.4%	98.7%	80.1%
中堅Ⅱ研修	92.8%	96.2%	
主任教諭研修	96.0%	97.0%	96.0%
主幹教諭研修	99.0%	99.0%	98.0%
指導教諭研修	99.0%	100.0%	100.0%
校長研修	97.0%	97.0%	96.0%
副校長研修	88.0%	95.0%	96.0%
特別支援教育コーディネータ研修	91.3%	91.8%	93.4%
教科等に関する専門性の向上	92.5%	93.5%	94.5%
教育課題に関する専門性の向上	89.5%	91.25%	92.0%

※ 特別支援教育コーディネータ研修、教科等に関する専門性の向上、教育課題に関する専門性の向上は、公立学校対象のアンケート調査結果

※ 上記以外は、都立学校対象のアンケート調査結果

<課題>

1年次研修	受講者の学修歴等に応じた研修となるよう検討を進める必要がある。
2年次研修	学習指導についての研修で、評価について深く学ぶ必要がある。
3年次研修	校内における研修への指導主事等派遣が希望性であるため、校外における研修で学習指導力の向上を図る必要がある。
中堅Ⅰ、Ⅱ研修	今後の受講者数増加に伴い、申込事務を含めた受講者管理事務のシステム化が必要である。
主任教諭研修	講義だけでなく、事前課題や演習など研修全体に一貫性をもたせる必要がある。
主幹教諭研修	演習の時間を十分に確保するために、ねらいや進め方などを講師と十分に打合せする必要がある。
指導教諭研修	任用時の状況を踏まえ、受講者の実態に合った研修とする必要がある。
教育管理職研修 (校長・副校長)	指標に基づき、研修内容を一層工夫する必要がある。
特別支援教育 コーディネータ研修	受講対象者の経験年数の幅が広いことから、研修内容を工夫する必要がある。

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

教科等に関する専門性の向上	東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」との関連を踏まえた研修を構築する必要がある。
教育課題に関する専門性の向上	最新の教育課題に対する教員の幅広いニーズに応える研修の構築を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

1年次研修	一部免除の規定の検討と見直しを進めていく。
2年次研修	基本的事項については、全受講者が共通する内容を受講し、確認していく。
3年次研修	校外における研修で学習指導について研修し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善について学習指導案等に基づいて検討していく。
中堅Ⅰ、Ⅱ研修	「マイ・キャリア・ノート」のシステム更新・改善により、学校及び事務局の事務負担減少を図っていく。
主任教諭研修	研修テキスト、研修動画等の活用を含めて内容の充実を図っていく。
主幹教諭研修	充実した研修のため、ねらいや進め方などを講師と十分に調整を図っていく。
指導教諭研修	事前課題も含め、受講者の実態に合った研修に改善していく。
教育管理職研修 (校長・副校長)	外部講師の活用も含め、職層及び校種のニーズに沿った講師を選定していく。
特別支援教育 コーディネータ研修	受講対象者の経験年数に応じた研修内容としていく。
教科等に関する専門性の向上	教員経験が1年目から8年目の若手教員を対象とした講座や動画を活用した研修の充実を図っていく。
教育課題に関する専門性の向上	教員の幅広いニーズに応える研修内容としていく。

(2) 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施（指導部）

<取組状況>

産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などの教員研修の動画を配信した。

<成果>

計画的に動画を制作・配信することができた。

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
配信用動画数	24本	56本	6本	6本
動画閲覧者数	330人	169人	49人	360人

<課題>

閲覧者数を増やすためには、配信用の動画の更新や配信数を増やす必要がある。

<今後の取組の方向性>

既存の動画を精選し、ニーズ等に合わない動画の削除や内容が古くなった動画の撮り直しや業者への委託動画に加え、多種多様な動画を自作し、多数配信することを検討していく。

(3) 「マイ・キャリア・ノート」における研修履歴自己管理システムの活用（指導部）

<取組状況>

- ・東京都公立学校教員約 64,000 人（管理職を含む。）を対象に稼働した。
- ・自己の研修履歴を閲覧できるようにし、自己のキャリアプランの策定への活用を促した。
- ・希望制研修の受講申込受付及び受講可否、受講修了認定の表示を行った。
- ・研修動画、指導資料等のコンテンツを配信した。
- ・管理職が所属教員の研修受講履歴等を確認できるようにし、計画的な人材育成への活用を促した。

<成果>

- ・延べアクセス数 2,869,140 回
- ・研修動画の視聴数 16,523 回
- ・指導資料掲載数 8 件

<課題>

- ・機能の拡充を重ねてきたことによりシステムが複雑化し、今後の拡充は困難な状況にある。

<今後の取組の方向性>

- ・今後は維持、管理に努めていく。

(4) 研修動画の Web による配信（指導部）

<取組状況>

教職員研修センターが実施する研修に加え、通所研修が困難な教員に対して、「いつでもどこでも受講できる」ための研修動画を制作し、配信した。

<成果>

計画的に動画を制作・配信することができた。

年度	H30 年度	R1 年度
配信用動画数	10 本	10 本
動画閲覧者数	—	562 人

<課題>

閲覧者数を増やすためには、配信数を増やす必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

業者への委託動画に加え、多種多様な動画を自作し、多数配信することを検討していく。

(5) サテライト研修の実施（指導部）

＜取組状況＞

研修受講者が、所属校から近い研修会場を選択することができるようにすることで、研修会場までの移動時間（往復分）の削減を実現することに対し、メイン会場及びサテライト会場の様子を双方向型の通信回線で結ぶことにより、サテライト会場においてもメイン会場と同様に、質疑応答や協議内容の共有を実現するため、一元的な研修を運営した。

＜成果＞

計画的にサテライト研修を実施することができた。

年度	H30 年度	R1 年度
研修数	10	16
コマ数	12	20

＜課題＞

映像や音声の一部に不安定な部分が発生するなど、通信環境の改善が必要である。

＜今後の取組の方向性＞

通信環境の調査を行うなど、安定的な研修の実現に取り組む。

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上（指導部）

(1) 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修の実施

＜取組状況＞

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、140名を定員として、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を約3か月間英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施した。都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに734名の教員を派遣している。

【令和元年度実績】

- 第1期（43名）【6/16～8/24、6/17～8/25】 ニュージーランド（マッセー大学）
カナダ（ブリティッシュコロンビア大学）
- 第2期（26名）【7/27～10/6】 カナダ（サイモンフレーザー大学）
- 小学校派遣（38名）【7/27～8/24】 オーストラリア（グリフィス大学）
- 国際交流（1名）【6/16～8/24】 ニュージーランド（マッセー大学）

IB コース担当教員（4名）【7/27～10/6】

カナダ（サイモンフレーザー大学）

<成果>

派遣教員は、最新の英語教授法を学び、指導力を高めるとともに、異文化理解を進め、生徒の英語力の向上と国際理解の推進に尽力するとともに、研修の成果を自校のみならず、自地区の他の教員に広め、英語の指導力の向上を図ることができた。具体的な姿としては、以下が挙げられる。

- ・最新の英語教授法の習得により、授業構成やグループ・ワークなどの授業形態、発問の方法等が多様になり、児童・生徒の言語活動の時間が増加
- ・児童・生徒の理解促進や主体的な活動の時間確保を目的としたICT機器を活用した授業の実践力が向上
- ・児童・生徒への英語での問いかけなど、授業における教員の英語使用割合が増加し、生徒の英語使用を重視する授業に変容
- ・派遣後、公開授業や研修報告を行うなどして研修成果を共有することで、学校内外において各校種の教員をけん引
- ・派遣教員の指導力向上や異文化理解の深まりにより、児童・生徒の他国の文化に対する興味や英語の授業への参加意欲が向上
- ・所属管理職が作成した派遣教員評価表における英語の指導力に関する肯定的意見 99%
- ・令和元年度より国際教育担当教員及びIB コース担当教員のコースを新設し、グローバル人材の育成を更に促進
- ・IB コース担当教員については国際バカロレアディプロマプログラムの専門的知識が身に付き、指導力が向上
- ・国際交流に係るプログラムや実習等を受講することを通して、国際交流の専門的な知識を身に付け、企画力や運営力が向上

<課題>

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

<今後の取組の方向性>

本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。また、覚書を最大限活用し現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

<取組状況>

平成29年度より3年間、中学校英語科全教員を対象とした研修「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施し、新学習指導要領に対応した中学校英語の指導方法及び評価方法の改善方法について発信した。

令和元年度は受講者198名うち、132名が新規採用者であることを踏まえ、研修内容を過去2年間から見直し、指導教諭等の模擬授業や実践発表を取り入れるなど、より実践的な内容を加えて実施した。

また、本研修3年間で発信してきた、新学習指導要領実施に向けた指導と評価の改善について、研修修了者が引き続き取り組めるように、指導資料冊子「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」にまとめ、都内公立小学校、中学校、特別支援学校に配布した。

<成果>

- 平成29年度～令和元年度の3年間で「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を英語科教員全教員2,158名が受講

平成29年度の受講者 1,278名

平成30年度の受講者 673名

令和元年度の受講者 194名

令和元年度代替研修の受講者 13名

- 令和元年度「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」における参加教員(194人)のアンケート結果

研修内容を「よく理解できた」「理解できた」の合計

パフォーマンステスト実施の目的について 100%

パフォーマンステスト実施における課題について 99.5%

生徒の課題の把握について 97.9%

授業改善の方策について 98.4%

- 英語教育実施状況調査(パフォーマンステストの実施状況)スピーキングテストを実施した回数

平成28年度 5,909回

平成29年度 6,141回(平成28年度より232回増)

平成30年度 6,534回(平成29年度より393回増)

令和元年度 7,729回(平成30年度より1,195回増)

<課題>

新学習指導要領実施に向け、求められる指導と評価の改善の方向性についての周知は進んだが、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」の受講者アンケートには、実際の授業を参観し、理解を深めたいという声が見られた。

新学習指導要領実施に向けた移行期間最終年度である令和2年度は、新学習指導要領に対応した授業

を実際に見られる機会を提供し、更に指導と評価の充実を図っていくことが必要である。

また、小学校が令和2年度から新学習指導要領全面实施になることに伴い、外国語における小・中の連携がこれまで以上に重要となる。

＜今後の取組の方向性＞

令和2年度は、これまで、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」や「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」において発信してきた内容を、授業において実践する具体的なイメージを教員が理解できるようにしていく。

その実現に向け、新学習指導要領において、指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定した公開授業、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を年4回実施する。「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」のうち、1回を小・中連携をテーマとした回とするとともに、各回の学習指導案に、授業で意識した小・中連携の視点を盛り込むようにしていく。さらに、小・中連携の取組事例はリーフレットにまとめ、発信していく。

3 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

(1) 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

＜取組状況＞

ア 平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を掃除するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。（指導部）

イ 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。（指導部）

ウ 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問や外部指導者等を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach賞により、優れた指導を実践した顧問を顕彰する。（指導部）

エ 都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

平成30年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、令和元年6月20日に、「平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

また、都内公立学校における令和元年度（2019年度）に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、令和元年11月29日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「令和元年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について（依頼）」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知した。

オ サービス事故防止月間における体罰事故に係る研修等の実施（人事部）

サービス事故防止月間（7・8月、12月）のうち、7・8月を体罰防止月間として位置付け、パワーポイントと実際の体罰事件事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校

で実施するとともに、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえて服
務事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んでいる。

<成果>

ア 教員の意識改革を図る研修の展開（指導部）

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関
連する研修を行った。

イ 運動部活動顧問に対する講習の実施（指導部）

東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全ての顧問や
外部指導者等を対象に、種目別にスポーツ指導の在り方などの指導者講習を実施した。

ウ 特別研修プログラムの実施（指導部）

感情を抑えられずに衝動的に体罰を振るう教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する
力を高める特別研修プログラムを実施した。また、体罰を指導の手段と考え、繰り返し行う教員に
対しては、暴力への依存性が強く、本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、心理職を含めた
専門家による指導方法・意識改善プログラムを実施した。

エ Good Coach 賞の顕彰（指導部）

生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導
を実践している顧問を「Good Coach 賞」として広く顕彰することにより、優れた指導方法を普及し
た。

	中学校 中等教育学校（前期課程）含む。	高等学校 中等教育学校（後期課程）含む。	特別支援学校
令和元年度	30人	7人	2人

オ 外部指導者バッジ・資格証の配布（指導部）

都立学校の校長が認めた外部指導者に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、
資格証及びバッジを配布した。

カ 都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

令和元年6月に公表した平成30年度の実態調査では、体罰を行った者は前年比で1名増加して23
名となったが、体罰実態調査を開始した平成24年度との比較では約8分の1に減少している。

<課題>

ア 体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、学校において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進す
る。

イ 体罰根絶に対する考え方の学校経営計画への明記を徹底する。

ウ 正規教員だけでなく、産休・育休代替教員や時間講師の体罰に関する服務事故が発生している
ことから、産休・育休代替教員や時間講師を対象とした体罰根絶に向けた取組等が必要である。

エ 体罰を行った者は、体罰実態調査を開始した平成24年度と比較すると約8分の1に減少している
が、いまだ根絶には至らず、重大な事案も発生している。また、暴言等の不適切な指導については、
過去3年間の発生件数は横ばいの状況であり、今後も引き続き、取組の充実を図っていく必要があ

る。

＜今後の取組の方向性＞

- ア 体罰が行われる要因を分析・周知し、各学校がより積極的に体罰の未然防止に取り組めるようにする。
- イ 学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る。
- ウ 職層研修や必修研修等で、引き続き体罰防止に関連する研修を実施するとともに、時間講師については、体罰防止を含めた自己啓発リーフレットを配布する等、体罰根絶に向けた取組を行っていく。
- エ 教員採用候補者に向けたサービス事故防止の啓発資料について、説明会時に案内する。
- オ 区市町村教育委員会等が主催するサービス事故防止研修に管理主事等を講師として派遣し、研修の充実に努める。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	24	教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します。
予算額：446,738千円		決算額：392,537千円
従事職員数：10人（指導主事6人）		

1 学校のリーダーを育成するための支援の充実（人事部・指導部）

<取組状況>

(1) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化モデル事業」を実施。小中学校では、区市町村が学校の状況に応じて「学校経営補佐」又は「副校長補佐」を任用・配置し、都がその費用を補助している。

都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置し、これらモデル実施校における配置効果やより効果的な支援の在り方の検討を行っている。

(2) 学校リーダー育成プログラム（人事部）

ア 学校マネジメント講座の実施

区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した主任教諭相当以上の力を有する者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。令和元年度の改正点として、これまで「主任経験2年以上の者」を対象としてきたが、意欲のある若手教員に学校リーダーへの動機付けを行うため、主任教諭経験を要件から外し、「主任教諭相当以上の力を持つ者」に対象を広げた。

48区市町村教育委員会で460名、3学校経営支援センターで86名受講した。

講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「サービス管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

イ 学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、宿泊講座を含む全4回を実施した。令和元年度には、これまでに同講座を受講し、次年度に教育管理職B選考の受験資格を得る者を対象としてフォローアップのための第4回講座を新たに実施した。

【第1回】令和元年7月12日実施

- ・内容：学校マネジメント能力に関する講座、民間企業における組織マネジメント講座

【第2回】令和元年7月24日、25日実施（宿泊講座）

- ・内容：リーダーシップを身に付ける講座、マネージャーとしての資質を磨く講座、人材育成に関する講座、グループ協議「自校への具体的な提案」

【第3回】令和元年10月9日実施

- ・内容：企業視察（4企業）、受講者と同年代のミドルリーダーからマネジメントやリーダーシップについての講話、マネジメントをテーマにした特別講師による講演

【第4回】令和元年9月11日実施

- ・内容：講義・演習「学校マネジメント実践事例発表」

<成果>

(1) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

令和元年度は都内小中学校 120 校、都立学校 14 校に非常勤職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）し、効果検証を実施している。モデル実施校では、副校長の勤務時間が減少（実施前後の3月を比較して小学校で7時間46分/週の減、中学校で4時間15分/週の減。実施前後の6月を比較して高等学校で9時間28分/週の減、特別支援学校で12時間35分/週の減。）するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっている。

(2) 学校リーダー育成プログラム（人事部）

学校リーダー育成特別講座では、学校マネジメント講座受講者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった教員のうち、人事部職員課で受講が適切であると判断された143名（小学校70名、中学校36名、高等学校20名、特別支援学校17名）が受講した。

受講者のアンケート結果では、受講者の98%が組織マネジメント及び学校マネジメント能力が高まったと回答し、72%が教育管理職になることに対する意識が高まったと回答した。

<課題>

(1) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

本格実施に向けて、副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任・着任間もない副校長にあっても同等の支援を受けられるよう、校内組織の整備も含め、効果的な副校長支援の在り方を検証するとともに、効果を上げている学校の活用例の共有を進めていく必要がある。

(2) 学校リーダー育成プログラム（人事部）

ア 学校マネジメント講座の受講者確保の取組や講座内容等が、十分ではない区市町村教育委員会があった。

イ 学校リーダー育成講座の受講後、実際に教育管理職選考の受験資格を得るまでの期間が空く者がおり、選考受験へのモチベーション維持が必要であった。

<今後の取組の方向性>

(1) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

依然として過労死ラインを超える勤務状況の副校長が多いことを踏まえ、実施規模を拡充しつつ、小中学校では、他の施策による副校長の業務負担の軽減効果との切り分け・整理を行う。また、都立学校でも短時間勤務の支援員を追加配置し、支援のバリエーションに係る検討を進める。これらのことを通じて、モデル事業の成果を総括するとともに、活用事例を整理・蓄積し、本格実施に向けた準備を進めていく。

(2) 学校リーダー育成プログラム（人事部）

ア 指導室課長会等を通じて、区市町村教育委員会に学校リーダー育成プログラムの意義を周知するとともに、学校マネジメント講座の実務担当者説明会を新設し、演習、実践事例紹介等を通じて、区市町村教育委員会が受講者に必要な指導ができるよう支援する。

イ 本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまで、校長や区市町村教育委員会、学校経営支援センターと連携し、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図っていく。

その一環として、教育管理職選考受験の年齢要件を満たして新たに有資格者となる者に受験を促

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

すための直前講座を今年度に引き続き次年度以降も実施する。

(3) 「マイ・キャリア・ノート」における研修履歴自己管理システムの活用（指導部）

<取組状況>

- ・東京都公立学校教員約 64,000 人（管理職を含む。）を対象に稼働した。
- ・自己の研修履歴を閲覧できるようにし、自己のキャリアプランの策定への活用を促した。
- ・希望制研修の受講申込受付及び受講可否、受講修了認定の表示を行った。
- ・研修動画、指導資料等のコンテンツを配信した。
- ・管理職が所属教員の研修受講履歴等を確認できるようにし、計画的な人材育成への活用を促した。

<成果>

- ・延べアクセス数 2,869,140 回
- ・研修動画の視聴数 16,523 回
- ・指導資料掲載数 8 件

<課題>

- ・機能の拡充を重ねてきたことによりシステムが複雑化し、今後の拡充は困難な状況にある。

<今後の取組の方向性>

- ・今後は維持、管理に努めていく。

2 教育管理職登用の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 教育研究員宿泊研究会における保育業務委託の実施

子育て中の教員の研究員への応募を促進するために、御岳に託児所となる宿坊を準備して子供との宿泊を可能とし、研究時間中の保育を実施

ア 期間

(ア) 前期 令和元年 8 月 14 日～16 日

(イ) 後期 令和元年 8 月 19 日～21 日

イ 利用者数

属性	R1
教員	7 名
子供	12 名

<成果>

研修時間中の保育対応を行うことで、対象教員の研究時間を確保し、専門性が向上した。

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

アンケート結果	R1
「宿泊研究会の3日間は、研究を深めるために有効に活用できた」と回答した割合	100%
「自身の専門性の向上に役に立った」と回答した割合	100%

・自由記述より

今年度、御岳山の合宿に子供を連れて参加させていただきました。とても温かく迎えていただき、理解していただけたことに感謝しています。家庭のことで研究員を遠慮される方が減ることを願います。

<課題>

令和元年度より始めた事業であり、対象となる教員への周知が不十分である。

<今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会及び都立学校を通して対象となる教員に周知し、参加者の増加を図る。

(2) 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施（再掲）（指導部）

<取組状況>

産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などの教員研修の動画を配信した。

<成果>

計画的に動画を制作・配信することができた。

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
配信用動画数	24本	56本	6本	6本
動画閲覧者数	330人	169人	49人	360人

<課題>

閲覧者数を増やすためには、配信用の動画の更新や配信数を増やす必要がある。

<今後の取組の方向性>

既存の動画を精選し、ニーズ等に合わない動画の削除や内容が古くなった動画の撮り直しや業者への委託動画に加え、多種多様な動画を自作し、多数配信することを検討していく。

(3) キャリア形成を意識したジョブローテーションの推進（人事部）

<取組状況>

教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを実施している。

また、「教育管理職受験の促進を目的としたロールモデル集」を平成28年度から年度3回、令和元年度

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

未までに合わせて12回発行し、管理職の職務内容や仕事と家庭の両立に関する情報提供を行うことで、女性が教育管理職選考受験の意欲を持つことができるようにした。

さらに、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、平成29年度から教育管理職B選考の受験資格を、従来の主幹教諭・指導教諭だけではなく46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大している。

平成30年度から育児休業を取得中の教員も、教育管理職選考を受験できるようにした。

<成果>

本施策取組前の管理職選考受験者のうち、女性が占める割合は27.2%であったが、平成30年度管理職選考における同割合は、30.6%となった。

<課題>

管理職選考受験者について、平成31年度管理職選考においては、女性が占める割合が26.9%に低下しており、受験促進の取組が継続的な増加にまで結びついていない。

特に、教育管理職B選考の受験資格拡大を行ったが、平成30年度・令和元年度の選考では、該当者からの選考受験者数が当初の想定に達しなかった。

<今後の取組の方向性>

教育管理職B選考の受験資格拡大について、該当する主任教諭への制度周知を徹底して受験意欲の醸成・喚起を図る。

校長が、自己申告面談の機会などに「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を活用しながらキャリアプランを作るよう働き掛けをするほか、学校リーダー育成プログラム等、教育管理職登用推進のためのその他の取組についても継続実施し、教育管理職選考受験を促進していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
施策展開の方向性	25	教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します。
予算額：11,084,990 千円 決算額：8,833,916 千円		従事職員数：11 人（指導主事 1 人）

1 学校を支える人員体制の確保（人事部・指導部）

<取組状況>

(1) 70歳まで働こうキャンペーン（人事部）

今後も教育の質を維持・向上していくためには、ベテラン教員の有する豊富な経験、知識やノウハウを積極的に活用する必要があることから、令和元年度末に退職を迎える教員等を対象に、「定年退職後の多様な働き方に関する説明会」を開催し、退職後の学校現場における具体的な働き方等について周知を図った。

さらに、退職後の多様な働き方の魅力ややりがいをPRするためのパンフレットを、年度末58歳以上65歳までの教員に向けて約2万部配布した。

(2) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）（指導部）

令和元年度は小学校外国語指導の具体的なイメージを小・中学校教員がもち、指導改善につなげられるように、小学校外国語授業の実践事例等を収録した指導資料DVDを作成・配布した。指導主事連絡協議会や学校の訪問を通して、新学習指導要領の趣旨の徹底を図っていくとともに、英語専科教員の専門性向上をねらいとして、年3回の「小学校英語専科教員連絡協議会」を行った。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、小学校英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

(3) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）（人事部）

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化モデル事業」を実施。小中学校では、区市町村が学校の状況に応じて「学校経営補佐」又は「副校長補佐」を任用・配置し、都がその費用を補助している。都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置し、これらモデル実施校における配置効果やより効果的な支援の在り方の検討を行っている。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

教員の業務負担を軽減するとともに、生徒指導や授業準備などの本来業務に集中できる環境を整備するため、小中学校に教員の業務を補助する非常勤職員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助1/3、都費2/3）。

<成果>

(2) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）（指導部）

・夏季休業中の研修会等で活用できるように、令和元年7月に「小学校第5・6学年外国語指導資料D

VD」を作成し、都内公立小学校、中学校、特別支援学校に配布した。

- ・新規英語専科教員の配置校全校を指導訪問
- ・「英語専科教員連絡協議会」において、指導に対して不安があると回答する教員の割合が 11%減少

第 1 回（1 学期実施）	第 3 回（3 学期実施）
36%	25%

(3) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

令和元年度は都内小中学校 120 校、都立学校 14 校に非常勤職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）し、効果検証を実施している。

モデル実施校では、副校長の勤務時間が減少（実施前後の 3 月を比較して小学校で 7 時間 46 分／週の減、中学校で 4 時間 15 分／週の減。実施前後の 6 月を比較して高等学校で 9 時間 28 分／週の減、特別支援学校で 12 時間 35 分／週の減。）するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっている。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

令和元年度は、45 地区 986 人のスタッフを配置し、配置校においては、教員の勤務時間が減少（実施前後の 10 月を比較して 4 時間 30 分／週の減。）するとともに、従来は授業以外の時間に行っていた印刷等をスタッフが授業中に済ませてくれることから、時間を有効に活用できるようになった等の声が聞かれている。

<課題>

(2) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）（指導部）

令和 2 年度からの新学習指導要領全面実施に向けて、新たに始まる教科としての英語の評価について国の参考資料提供が令和 2 年 3 月の提供になったことに伴い、十分な周知を行うことが必要である。

(3) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）（人事部）

本格実施に向けて、副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任・着任間もない副校長にあっても同等の支援を受けられるよう、校内組織の整備も含め、効果的な副校長支援の在り方を検証するとともに、効果を上げている学校の活用例の共有を進めていく必要がある。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

教員の働き方改革を都全体の取組として進めていくために、地域の実情にも配慮しながら、希望する全ての学校にスタッフが配置できるよう、取組を拡充する必要がある。

<今後の取組の方向性>

(2) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）（指導部）

「小学校外国語担当教員指導連絡協議会」を開催し、外国語担当指導主事、英語専科教員を含めた各校で外国語を推進する教員等に新学習指導要領の趣旨や外国語の評価における留意点を伝えていく。

令和 2 年度においても、「英語専科教員連絡協議会」、新規英語専科教員の配置校への指導訪問を継続し、英語専科教員の専門性向上を図っていく。

(3) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）（人事部）

依然として過労死ラインを超える勤務状況の副校長が多いことを踏まえ、実施規模を拡充しつつ、小中学校では、他の施策による副校長の業務負担の軽減効果との切り分け・整理を行う。また、都立学校でも短時間勤務の支援員を追加配置し、支援のバリエーションに係る検討を進める。これらのことを通じて、モデル事業の成果を総括するとともに、活用事例を整理・蓄積し、本格実施に向けた準備を進めていく。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

令和2年度は配置規模を令和元年度の1,000人から1,500人に拡充するとともに、有効な活用例を発信するなどの取組により、配置を促進する。

2 教員業務の見直しと業務改善の推進（総務部・指導部）

(1) 「都立学校スマートスクール構想」の実現に向けた取組（再掲）

<取組状況>

- ア 学習データ等の効果的な活用を図り、教育の質の向上や校務削減を実現することを目的とした実証研究を進めるための計画立案を実施した。
- イ 都立学校7校に採点支援システムを導入し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進する取組を実施した。

<成果>

- ア 学習データ等の効果的な活用を図るため、「基礎学力の徹底」、「長所を伸ばす教育の強化」及び「教員の長時間労働の改善」の視点から、サービス整備として取り組む項目を検討した。
- イ 採点支援システムを導入し、定期考査における教員の業務縮減効果を確認した。

<課題>

- ア セキュリティを確保し、学習系データと校務系データのデータ連携を進めるための基盤整備
- イ 採点支援システムの導入により得られた問題ごとの正答率等を集計・分析することで、授業改善や生徒の補習等の充実

<今後の取組の方向性>

- ア 学習データ等の効果的な活用を図るためのデータの取扱いについて研究するとともに、学習系データと校務系データのデータ連携を図る実証研究を推進する。
- イ 都立学校7校において、採点支援システムの導入を継続し、定期考査や小テスト等の採点業務を実施しその効果を検証するとともに、蓄積されたデータを活用し、学力向上のために弱点を見える化するなど生徒の力を最大限伸ばす質の高い学びを実現するための研究を実施する。

3 部活動の負担軽減（指導部）

(1) 部活動指導員の配置・活用（再掲）

<取組状況>

基本的な方針 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

<成果>

ア 部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- ・都立学校 163 校に対して 599 名を配置
- ・中学校 33 区市村 386 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国 1 / 3、都 1 / 3）

イ 効果

- ・休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- ・専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- ・顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。

ウ 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を策定した。

エ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて ー 部活動に関する総合的なガイドライン ー」を作成・配布した。

<課題>

ア 制度的な側面

- ・部活動指導員の会計年度任用職員への移行を踏まえた体制整備を確実なものとする。

イ 人材の側面

- ・部活動指導員として資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
- ・適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

ウ 財政的な側面

- ・国が示す 1 時間当たりの単価（1,600 円）や予算を増額すること。
- ・国の補助事業を継続的に実施すること。

<今後の取組の方向性>

ア 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充すること。（都立学校：600 人、公立中学校：588 人）

イ 適切な部活動運営の推進に向けて、「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて ー 部活動に関する総合的なガイドライン ー」を周知すること。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
施策展開の方向性	26	多角的に学校を支援する新たな体制を構築します。
予算額：510,592千円		決算額：446,429千円
従事職員数：10人（指導主事0人）		

1 学校を支援する新財団の設立（総務部）

(1) 新財団の設立及び業務実施準備

<取組状況>

令和元年7月1日に一般財団法人東京学校支援機構を設立し、令和2年1月から人材バンク事業において人材募集を開始するなど、令和2年度からの事業開始に向けた準備を行った。

<成果>

「教員の負担軽減」と「教育の質の向上」の両立を図るため、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体を設立し、令和2年度開始予定の人材バンク事業、学校法律相談デスク、学校施設維持管理業務等について、取組内容の具体化や必要な体制整備、効率的な執行体制の検討等を行った。

<課題>

当機構は、令和元年7月に設立されたばかりの財団法人であり、学校への多角的な支援を円滑かつ確実に行っていくためにも、組織運営体制を盤石なものとしなければならない。

また、特に期待の大きい人材バンク事業において、学校のニーズに合致した多様な外部・専門人材を安定的に確保するなど、事業を円滑に立ち上げ、実施していかなければならない。

<今後の取組の方向性>

積極的な職員採用や都派遣職員等による人材育成を通じて、団体の執行体制を強化する。

また、教育委員会の方針等を踏まえつつ、学校現場の立場や実情を理解した上できめ細かな支援を行うことができるノウハウを集約・蓄積する。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
施策展開の方向性	27	教員一人一人の健康保持の実現を図ります。
予算額：929,072千円	決算額：834,885千円	従事職員数5人（指導主事0人）

1 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進（福利厚生部）

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

<取組状況>

- ア 精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組
 ストレスチェック等の実施、土日相談窓口の設置など相談体制の充実
- イ 「リワークプラザ東京」（職場復帰訓練支援機関）の運営等
 精神疾患により休職した教員が円滑に職場復帰するために、臨床心理士や復職アドバイザー等を「リワークプラザ東京」に配置して、面接や電話相談を実施し、復職に向けたプログラム作成など復職を支援するとともに、再休職の予防を図っている。また、管理職等へのきめ細かな助言・指導を行っている。
 さらに、短期休職者向けに公立学校共済組合直営病院が始めたリワークプログラムの周知を行っている。
- ウ 啓発活動
 新規採用職員向け及び全教職員向け啓発冊子の配布
- エ 「副校長ベーシックプログラム」の実施

<成果>

- ・ ストレスチェックの実施 18,196 人に実施（実施率 89.3%）
- ・ ストレス検査の実施 3,543 人に実施（実施率 79.4%）
- ・ 精神保健相談 電話 1,381 件 面接 288 回
- ・ 早期相談体制の充実 土曜相談 633 件 日曜相談 524 件
- ・ 訪問相談 1,312 回
- ・ 心理士派遣（セミナー） 76 回、心理士派遣（個別相談） 514 回
- ・ 産業医研修 3 回
- ・ 職場復帰訓練開始承認 98 件
- ・ 副校長ベーシックプログラム 12 回 419 人

心理士派遣等事業の利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる」「自信を見つめ直す良い機会であった」などの意見があった。

また、「リワークプラザ東京」の利用者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復帰することができた」などの意見が、副校長ベーシックプログラムの参加者からは、「新任副校長同士のつながりができたことにより今後、同じ悩みや課題を相談でき、心理的な面で支えになる」「カウンセリング、リラクゼーションが有効であった」などの意見があった。

＜課題・今後の取組の方向性＞

- ア ストレスチェックの受検率を向上させる。
- イ 教員のストレス要因をより適切に把握するため、独自のストレスチェック調査票を作成する。
- ウ ストレスチェック集団分析結果を職場環境改善に活用する専門家を、都立学校へ派遣する。
- エ メンタルヘルス事業の更なる周知・啓発を図る。

(2) 都立学校教職員の健康管理

＜取組状況＞

- ア 定期健康診断
一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施。特別健診として、女性健診、VDT健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施
- イ 都立学校労働安全衛生管理体制
安全衛生組織の設置、衛生管理者資格取得支援、保護具の措置

＜成果＞

- ・健診受診率

呼吸器系健診	平成 30 年度 90.9%	令和元年度 86.8%
(うち人間ドック受診等(書面報告を含む。))	平成 30 年度 12.1%	令和元年度 12.7%
生活習慣病健診	平成 30 年度 91.4%	令和元年度 87.2%
(うち人間ドック受診等(書面報告を含む。))	平成 30 年度 12.0%	令和元年度 12.6%

- ・衛生管理者の資格取得支援 受講者 16 人 免許取得者 13 人

＜課題・今後の取組の方向性＞

- ア 健康診断の受診率を向上させる。
- イ 各都立学校安全衛生委員会のより一層の活性化に向け、好事例の取組紹介など、安全衛生管理体制の更なる充実を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
施策展開の方向性	28	質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します。
予算額：24,980,433千円 決算額：15,368,018千円		従事職員数12.5人（指導主事2人）

1 学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等における震災対策の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

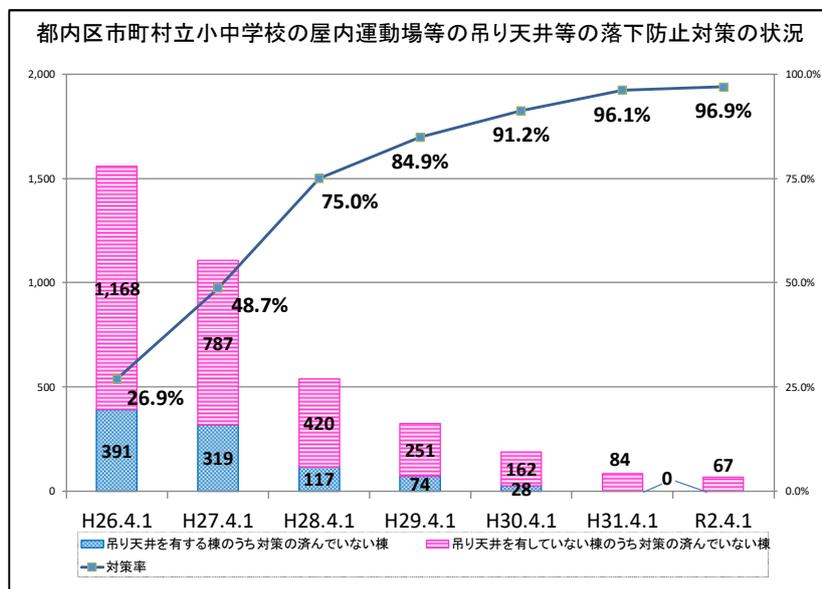
平成25年度から30年度まで非構造部材の耐震対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行ってきた。令和元年度以降も財政支援を継続することとし、令和元年度は非構造部材の耐震対策を行った24区市町村81事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	163事業	146事業	127事業	81事業

<成果>

都内区市町村立小中学校の屋内運動場等のつり天井等の落下防止対策は、下記のとおり着実に進んでおり、令和2年4月1日現在の対策率は、96.9%である（速報値）。



※公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査（文部科学省）による。

<課題>

屋内運動場等の吊り天井については対策を完了したものの、つり天井以外の照明器具やバスケットゴールについて、令和2年4月1日現在、13区市町村で67棟が対策未完了である（速報値）。

<今後の取組の方向性>

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

(2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

平成 24 年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、平成 25 年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成 25 年度に調査・点検を実施し、平成 26 年度から耐震化を進めている。

【令和元年度実績】

- ・つり天井材の撤去、落下防止対策：34 校（武道場 32 校）

<成果>

- ・都立学校 体育館の天井材等の落下防止 平成 28 年度までに全校对策済
- ・都立学校 武道場等の天井材等の落下防止 247 校中 168 校对策済（令和 2 年 3 月 31 日現在）

<課題>

都立学校の体育館や武道場等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

<今後の取組の方向性>

都立学校体育館における非構造部材の耐震化については完了したが、体育館以外の非構造部材の耐震化についても、学校と調整を図り夏季休業期間以外の時期にも工事を行う等の工夫により、取組を加速していく。

2 ブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校施設設備等の安全対策の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による児童死亡事故を受け、平成 30 年度、ブロック塀等の安全対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行った。令和元年度以降も、財政支援を継続することとし、令和元年度はブロック塀等の安全対策を行った 21 区市町 70 事業に対し補助を実施した。

- ・対応件数

時点	H30 年度	R1 年度
実績	251 事業	70 事業

<成果>

都内区市町村立小中学校において、ブロック塀等の安全対策が着実に進んでいる。

<課題>

ブロック塀等の安全対策及び安全点検が未完了の区市町村がある。

＜今後の取組の方向性＞

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

＜取組状況＞

平成 30 年 6 月に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、これまでブロック塀等の点検や調査を行ってきた。

その結果を踏まえ、現在はブロック塀等の安全対策工事に着手している。

【平成 30 年度実績】

高等学校 4 校で実施（撤去のみ 3 校、補修 1 校）

※上記のほか、次年度対策工事ために高等学校 14 校、特別支援学校 2 校の設計を実施

＜成果＞

【令和元年度実績】

高等学校 16 校で実施（30 年度撤去校の設置を含む。）

特別支援学校 2 校で実施

※上記のほか、次年度対策工事ために高等学校 17 校、特別支援学校 1 校の設計を実施

＜課題＞

ブロック塀等の撤去後の再設置に当たっては計画通知が必要であり、その経費・期間等の確保が必要である。また、隣接地との境界塀については、その撤去・再設置に当たり、十分な調整が必要であり、境界確定が必要な場合、調整が長期間となることも想定される。

＜今後の取組の方向性＞

隣接地との調整等が必要な学校を除き令和 2 年度末で対策事業を完了する予定
事業終了後は、一般造改修で対応

3 国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

＜取組状況＞

東京都公立学校木の教育環境整備補助事業の開始

区市町村が実施する、国産木材を活用した公立学校の施設改修や整備に対する財政支援を開始した。

＜成果＞

事業開始初年度の整備実績はなかった。

＜課題＞

大規模な改修工事において、国産木材の活用に優先的に取り組む例は多くない。より小規模な学校環境の整備や物品の購入においても、国産木材の活用を推進していく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

国産木材を活用した、児童・生徒用の物品（机・椅子等）の購入や、什器（下駄箱・ロッカー等）の設置に対する財政支援について検討する。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進

＜取組状況＞

校舎等の新築・改築及び大規模改修工事に際し、校舎等の内装・什器等において国産木材を活用
また、ブロック塀等の耐震化対策の際に、国産木材を活用した木塀設置を検討し工事を行った。

【令和元年度実績】

塀等への活用	6校で実施（高校6校）
什器（生徒用机・椅子等）の購入	27校で実施（高校12校・特支15校）

※上記のほか、新築・改築及び大規模改修工事等に併せて校舎等の内装において活用
（例）教室、廊下、昇降口、多目的ホール等

＜成果＞

プール目隠し塀	4校
隣接地との境界塀	2校

＜課題＞

敷地境界塀等での国産木材利用に際し、隣地所有者の理解が得られない場合や調整に時間を要する場
合が想定される。

＜今後の取組の方向性＞

国産木材の積極的な活用に向けて、校舎等の外装・外壁への活用についても検討していく。

4 空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

＜取組状況＞

平成26年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中
学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室について冷房化補助を行っていたところ
であるが、平成27年度に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従
来の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又は
それに準じた教室を対象を拡大して財政支援を行っている。

平成30年度には、夏の猛暑を受けて、体育活動の熱中症予防と避難所機能の強化のため、体育館等
への冷房設置に対する補助を公益財団法人東京都環境公社への委託により実施している。

令和元年度からは、給食室を冷房化対象に含めたほか、体育館等への空調整備が早急に推進される
よう、リース契約による整備についても補助を開始した。

・対応件数

時 点	H29 年度	H30 年度	R1 年度
特別教室 実施数	662 室	501 室	254 室 (※1)
体育館等 実施数	—	45 室	563 室 (※2)

※1：給食室7室を含む。 ※2：リース契約補助316室を含む。

<成果>

令和元年度9月1日時点 特別教室空調設置率 88.5% (都の対象としている教室以外も含む。)
 体育館等空調設置率 24.3%

<課題>

特別教室の冷房設備設置率については、平成26年度65.4%から令和元年度88.5% (文部科学省空調(冷房)設備設置状況調査による。)に上昇しているが、設置状況に偏りがある。
 また、体育館等の場合も設置状況に偏りがあり、全体の設置率も低い。
 一方で、国においては、本事業の採択順位が低く留まっており、冷房化を進めにくい状況もある。

<今後の取組の方向性>

空調設備の設置率が低い区市町村について、事情の把握に努め、必要に応じて整備の働き掛けを行っていく。

(3) 都立学校における空調設備の整備 (都立学校教育部)

<取組状況>

- ・都立高等学校の特別教室の冷房化を実施 工事 12 校
- ・都立高等学校の体育館の冷房化を実施 工事 21 校
- ・都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施 工事 5 校

<成果>

- ・都立高校における特別教室の冷房化 190 校中 101 校整備済 (令和2年3月31日現在)
- ・都立高等学校における体育館の冷房化 190 校中 23 校整備済 (令和2年3月31日現在)
- ・都立特別支援学校における体育館の冷房化 57 校中 55 校整備済 (令和2年3月31日現在)

<課題>

非構造部材の耐震化や校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

都立高校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施していく。

5 トイレ整備の推進 (地域教育支援部・都立学校教育部)

(1) 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業（地域教育支援部）

<取組状況>

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所としての機能を向上させるため、平成 29 年度から、トイレ整備を実施する区市町村に対し、財政支援を行っている。

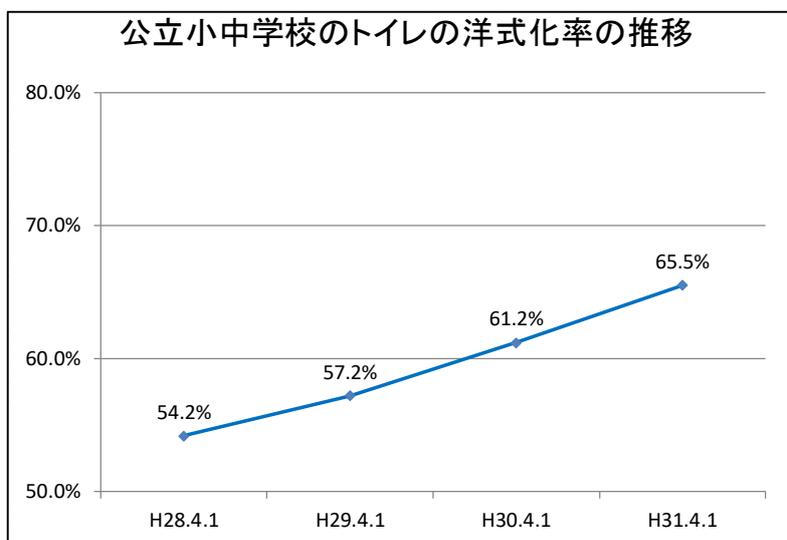
令和元年度は、41 区市町 208 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実績	203 事業	186 事業	208 事業

<成果>

都内区市町村立小中学校のトイレの洋式化は、下記のとおり緩やかではあるが着実に進んでいる。



※東京都調査「公立学校施設トイレ整備に関する調査」による。

※対象施設は区市町村立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前後）、特別支援学校

<課題>

洋式化をはじめとしたトイレ整備については、区市町村によってばらつきがある。

<今後の取組の方向性>

整備の進んでいない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、計画的な整備を働き掛けていく。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

小規模な改修工事により、和式大便器を洋式に交換するトイレ洋式化を実施したほか、老朽化が著しいトイレ設備についてはトイレ洋式化とともに配管等の改修を含めた工事を行った。

【令和元年度実績】

- ・小規模な改修工事（トイレ洋式化） 140 校で実施
- ・老朽トイレの改修工事 8 校で実施

<成果>

- ・都立高校 トイレの洋式化率 72.8% (令和2年3月31日現在)
- ・都立特別支援学校 トイレの洋式化率 91.8% (令和2年3月31日現在)

<課題>

トイレは児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、工事実施中の教育活動への影響を考慮し、工事実施時期や対象範囲を工夫する必要がある。

<今後の取組の方向性>

教育活動への影響を抑えるため、工事対象を絞った小規模な改修工事を複数回実施し、トイレの洋式化を進めていく。また、老朽化が著しいトイレの改修を行う際には、併せてトイレの洋式化を図る。

6 環境に配慮した整備の推進 (都立学校教育部)

(1) 太陽光発電設備の整備

(2) 照明のLED化の推進

<取組状況>

学校の新築・改築、大規模改修工事等を捉えて、太陽光発電設備の整備及び学校の照明設備の原則LED化を進めている。

【令和元年度実績】

(太陽光発電設備整備)

高等学校 2校で整備 (合計 65kW) 特別支援学校 1校で整備 (115kW)

(照明設備のLED化)

高等学校 3校 特別支援学校 3校

<成果>

(太陽光発電設備整備)

平成27年度末 71校 1529.72kW (高等学校 58校・特別支援学校 13校)

平成28年度末 80校 1714.72kW (高等学校 65校・特別支援学校 15校)

平成29年度末 86校 1854.72kW (高等学校 70校・特別支援学校 16校)

平成30年度末 91校 2109.72kW (高等学校 73校・特別支援学校 18校)

令和元年度末 94校 2289.72kW (高等学校 75校・特別支援学校 19校)

(照明設備のLED化)

平成30年度 4校

令和元年度 6校

<課題>

学校の照明機器のLED化工事は、教育活動への影響が大きく新築・改築及び大規模改修時を捉えて原則LED化を図るとともに各種工事の際に併せて整備している現状である。

太陽光発電設備の整備は、校舎屋上にある既存空調機の室外機、ヘリサイン等が設置され、屋上緑化が

行われている学校もあることから、設置スペースの確保が困難となる場合がある。また、建物強度の面で構造上設置が可能か現地調査及び構造計算書等により判断が必要となる。

<今後の取組の方向性>

教育活動への影響を抑えるため、新築・改築及び大規模改修工事の際等を捉えて整備を行っていく。

7 ICT環境整備の更なる推進（総務部）

(1) ICT利活用モデル検証事業

<取組状況>

- ・平成30年度にICT利活用モデル検討委員会を設置し、1人1台環境整備の実現に向け、BYODの可能性を含めた整備案や費用負担、教育効果、セキュリティ等の方向性を提示した。
- ・令和元年度は、先進的にICT機器を整備・活用している都内検証実施自治体の中から、検証地区を決定し、検証を開始した。

<成果>

- ・先進的にICT機器を整備・活用している都内検証実施自治体における実証研究を行った。
- ・1人1台端末及びBYOD導入に向けた国内外先行事例調査を行った。

<課題>

- ・「GIGAスクール構想の実現」に向けたICT環境整備等、社会情勢の変化を踏まえた利活用モデルの検証が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・昨年度に引き続き、先進的にICT機器を整備・活用している都内検証実施自治体の協力を得て、ICT機器の活用及び効果等について実証研究を行う。
- ・都内外公立学校、私立学校等の活用事例の調査分析を反映させ、児童生徒1人1台端末の環境におけるオンライン学習の特徴とその効果を整理し、ICT機器の整備・活用モデルの研究及び開発を図る。
- ・都内62自治体に対し「GIGAスクール構想の実現」に向けた質問紙調査を実施し、教育現場において必要となる具体的な支援の整理を行う。

(2) ICT環境整備の推進

<取組状況>

- ・都立学校ICT環境整備（高等学校・中学校、特別支援学校）
全都立学校において、教材の共有化や教室におけるインターネット閲覧等のために必要なICTセンターについて、回線等の拡張性を備えたクラウドサービスを利用した運用を行っている。
- ・TAIMS関連システムである、成績等管理サーバ、旅費システム及び調査統計システムについて、安定的な運用を行っている。

<成果>

- ・令和元年度に、I C T機器について第3期配備、T A I M S 配備について仮想化対応を行い、T A I M S 端末及び教育用 I C T環境の整備を行った。
(都立高等学校 191 校、都立中学校 10 校、特別支援学校 57 校)

<課題>

- ・都立高校全教室にて教材提示や画面での I C T活用による授業改善
- ・成績管理サーバ、旅費システム及び調査統計システムの活用による校務の効率化

<今後の取組の方向性>

- ・I C T環境は、生徒の学習意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するなど、学習活動をより効果的なものとするための重要な基盤であることから、更なる I C T環境の充実を図る。
- ・将来的に学習用端末生徒 1 人 1 台を実現するため、W i - F i 環境の整備を行うなど、I C T環境の機能強化を図っていく。

(3) 「都立学校スマートスクール構想」の実現に向けた取組（再掲）

<取組状況>

- ・学習データ等の効果的な活用を図り、教育の質の向上や校務削減を実現することを目的とした実証研究を進めるための計画立案を実施した。
- ・都立学校 7 校に採点支援システムを導入し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進する取組を実施した。

<成果>

- ・学習データ等の効果的な活用を図るため、「基礎学力の徹底」、「長所を伸ばす教育の強化」及び「教員の長時間労働の改善」の視点から、サービス整備として取り組む項目を検討した。
- ・採点支援システムを導入し、定期考査における教員の業務縮減効果を確認した。

<課題>

- ・セキュリティを確保し、学習系データと校務系データのデータ連携を進めるための基盤整備
- ・採点支援システムの導入により得られた問題ごとの正答率等を集計・分析することで、授業改善や生徒の補習等の充実

<今後の取組の方向性>

- ・学習データ等の効果的な活用を図るためのデータの取扱いについて研究するとともに、学習系データと校務系データのデータ連携を図る実証研究を推進する。
- ・都立学校 7 校において、採点支援システムの導入を継続し、定期考査や小テスト等の採点業務を実施しその効果を検証するとともに、蓄積されたデータを活用し、学力向上のために弱点を見える化するなど、生徒の力を最大限伸ばす質の高い学びを実現するための研究を実施する。

8 安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

(1) 公立学校防犯設備補助事業

<取組状況>

児童・生徒の安全を確保することを目的として、区市町村が実施する防犯設備整備について財政支援を実施した。

- 令和元年度は、11 区市町、41 園・校で新規設置又は更新を行った。

幼稚園	1 区	1 園
小学校	8 区市町村	35校
中学校	2 区市町村	5 校

- 対応件数

	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		R1 年度	
	区市町村	園・校	区市町村	園・校	区市町村	園・校	区市町村	園・校	区市町村	園・校
幼稚園	2	11	5	17	1	3	3	8	1	1
小学校	8	66	20	243	17	111	18	132	8	35
中学校	6	76	13	108	16	70	12	61	2	5

<成果>

区市町村・学校における防犯カメラの新規設置及び老朽化した設備の更新が進み、現在都の補助事業で 947 校に防犯カメラが設置・更新されている。

<課題>

区市町村・学校における防犯カメラの新規設置計画状況及び防犯カメラの老朽化に伴う設備更新計画状況を、今後も把握していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

今後も、区市町村・学校におけるカメラの設置状況を把握し、未設置及び更新が必要な学校のある区市町村へ対策を働き掛けていく。

9 校庭芝生化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等の校庭の芝生化の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

児童・生徒の健やかな成長にとって望ましい教育環境の整備を目的として、公立小・中学校の校庭（園庭）芝生化を推進している。

- 【補助制度】

芝生化整備工事 補助率 1/2

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

ただし、地域協働の維持管理体制構築で 10/10 補助を行っている。

芝生維持管理 補助率 1/2

芝生化後 5 か年補助を行っている。

- ・設置区市町村 全区市町村対象

<成果>

校庭芝生化した公立小・中学校数

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
累計	475 校	495 校	507 校	521 校	525 校

<課題>

- ・維持管理の継続

芝生の維持管理に係る人材の育成・派遣が必要

<今後の取組の方向性>

維持管理の支援のため、「校庭グリーンキーパー」を芝生の専門家として必要に応じて学校へ派遣し、技術的な指導・助言を行っている。今後も継続する予定

(2) 都立学校の環境改善（芝生化）（都立学校教育部）

<取組状況>

学校の新築・改築、大規模改修及びグラウンド改修工事等を捉えて、校庭等の芝生化を進めている。

【令和元年度実績】

（校庭芝生化）

高等学校 2 校で整備（合計 1,469 m²） 特別支援学校 1 校で整備（— m²）

<成果>

（校庭芝生化）

平成27年度末	108 校	約 26.1ha	（高等学校 72 校・特別支援学校 36 校）
平成28年度末	118 校	約 27.4ha	（高等学校 80 校・特別支援学校 38 校）
平成29年度末	125 校	約 28.9ha	（高等学校 85 校・特別支援学校 40 校）
平成30年度末	128 校	約 29.1ha	（高等学校 88 校・特別支援学校 40 校）
令和元年度末	130 校	約 29.3ha	（高等学校 90 校・特別支援学校 40 校）

<課題>

芝生敷設後の養生期間が長期間要するため教育活動への影響を考慮して、新築・改築、大規模改修及びグラウンド改修工事の際等を捉えて芝生化を図る。

<今後の取組の方向性>

教育活動への影響を考慮しつつ、引き続き新築・改築、大規模改修及びグラウンド改修工事の際等を捉えて整備を行っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
施策展開の方向性	29	学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します。
予算額：3,601,437千円 決算額：2,981,857千円		従事職員数12人（指導主事6人）

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

<取組状況>

「家庭と子供の支援員」の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ 事業経費運用方法

(ア) 学校指定初年度（委託事業）

国 1/3、都（委託料） 2/3

(イ) 学校指定2年目以降（補助事業）

国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、 区市町村 1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

カ 実施地区、配置校数、配置人数

(ア) 実施地区

(31 区市町村（13 区 17 市 1 町）

(イ) 実施校

346 校（小学校 211 校、中学校 135 校）

(ウ) 家庭と子供の支援員数

937 人

(エ) スーパーバイザー数

160人

キ 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 25,072日

ク 事業等

令和元年11月15日(金)第3回生活指導担当指導主事連絡会において、区市町村教育委員会担当指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施した。

家庭と子供の支援員の参加者数：27人

<成果>

平成29年度から令和元年度までの推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が年々増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることがうかがえる。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	187校	221校	211校
中学校	127校	129校	135校
計	314校	350校	346校

<課題>

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	392人	378人	563人
② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	196人	156人	266人
③ 改善率(②/①×100)	50%	41.3%	47.2%

過去3年間で支援を行った不登校児童・生徒のうち、改善が見られた割合は、年度ごとで約5割前後である。

不登校という状況を問題行動として判断してはならないことや、学校復帰のみを目標としないことなど、教育の機会確保法の理解が広がり、対応が変化していることが影響していると考えられる。区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、不登校施策における今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

<今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部

人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

2 「放課後子供教室」における活動の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

(1) 「放課後子供教室」の促進

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

- ・実施地区数及び教室数等の推移

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
地区数（区市町村数）	55 地区				
教室数	1,158 教室	1,200 教室	1,240 教室	1,260 教室	1,272 教室
小学校区数	1,112 校区	1,145 校区	1,178 校区	1,187 校区	1,196 校区

- ・放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わる地域コーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。【実績：年3回 受講者数延 629 名】

- ・情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

(2) 「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体型の推進

多様な保護者ニーズを踏まえた学童クラブとの一体型を推進する区市町村を主な対象に、環境整備や終了時間延長などの取組や、NPO等の専門人材を活用した魅力的な活動プログラムの充実などに対する支援を実施した。

<成果>

- ・教室数及び実施小学校区数の増加（平成30年度比：12教室9小学校区増）
- ・専門人材を活用し、科学実験教室、コミュニケーションワークショッププログラムやスポーツ教室等、様々なプログラムを実施

<課題>

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して学童クラブとの連携や地域人材の活用など多様な活動事例の紹介を行うとともに、専門人材を活用した活動プログラムの展開等区市町村における活動内容の一層の充実を支援する。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）（地域教育支援部・指導部）

(1) 地域未来塾の推進（再掲）（地域教育支援部）

<取組状況>

区市町村が主体となって、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

- ・実施区市町村 31 区市町村（平成 28 年度事業開始）
（小学生対象 2 村、中学生対象：7 区市、両方対象：22 区市町）

実施地区数等の推移

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
地区数（区市町村数）	15 地区	21 地区	29 地区	31 地区
対象校数	230 校	428 校	640 校	659 校

・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施

会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等、学校以外の施設を利用している例もある。

<成果>

実施した教育委員会や学校からは、「必要に応じて個別指導を行い、参加児童の学習意欲が高まった。」「日常的に参加し、学習する習慣が身に付いた。」などの学習習慣の確立や、「基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れた。」「基礎学力定着不足の生徒に、学習習慣を身に付けながら成績向上に結び付けられた。」といった基礎学力の定着などが評価されている。

また、参加している児童・生徒からは、「授業の内容が分かるようになってうれしい。」「勉強が楽しいと気付いた。」など、意欲に関するアンケート回答も寄せられている。

<課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して、多様な実践事例を収集した「地域未来塾ハンドブック」をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) スタディ・アシスト事業の実施（再掲）（地域教育支援部）

<取組状況>

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 2 地区 計 19 中学校、中学 3 年生 238 名が参加
- ・ 数学、英語を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 7 月又は 8 月から 2 月にかけて 25 回程度

<成果>

	A地区	B地区
参加生徒の満足度（「大変満足」「満足」の計）	96.7%	75.8%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回）と事後テスト（最終回）の結果	英語 + 6.9	英語 +13.9
	数学 +16.6	数学 + 3.1

いずれのモデル地区も昨年度は事業開始が夏季休業日以降となったが、令和元年度は1学期に募集を開始し、夏季休業日中に開始することができたことで、昨年度よりも多くの受講者が参加した。

生徒対象のアンケートには、「分からないところを丁寧に教えてくださり、疑問に思ったことなどがすぐに解決できてよかった。」「勉強するという習慣も付けることができ自分にとってとてもプラスになった。」との声が寄せられた。

<課題>

実施条件は、日時（土曜日又は放課後）、日程（ほぼ定期的又は不定期）などモデル地区によって設定異なっている。地区又は会場によっては、生徒の継続的な参加が困難なケースも見受けられることから、モデル地区の地域性をより踏まえた効果的な条件設定が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・平成30年度と令和元年度の事業成果や課題を踏まえ、今後の公立中学校の進学を目的とした学習支援事業の在り方について検討しつつ、令和2年度はモデル地区を拡充し引き続き事業実施を行う。
- ・具体的には、モデル地区を2地区から6地区程度とし、平成30年度と令和元年度のモデル地区における成果や課題を踏まえた各地区における実施計画の策定を促すことで、実施地区の課題や状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業成果に関する周知を行う。

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校2年間指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

<成果>

対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、60%以上の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

令和2年度より、30校を指定校として基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施(再掲)(指導部)

<取組状況>

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校(2校)
- ・実施回数：1年生4回(1月～3月)、2年生20回(5月～3月)、3年生16回(5月～12月)
各教科1講座60分

<成果>

- ・進学実績の向上(GMARCH、日東駒専)
- ・成績の向上、学習習慣の改善

<課題>

- ・講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・生徒の出席率の低下
- ・講座内容の充実と教員の参加の推進

<今後の取組の方向性>

- ・1年目の成果と課題を踏まえ、委託業者と連携を密にし、事業計画に基づき進行管理を行う。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
施策展開の方向性	30	地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します。
予算額：2,905,883千円 決算額：2,635,684千円		従事職員数6人（指導主事0人）

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

<取組状況>

企業・大学・NPO等の専門的な教育力を、学校教育をはじめとした子供たちの教育活動に効果的につなげるための仕組みを生かしながら、多様な教育プログラムの提供及びその活用への促進を図った。

ア 主な取組内容

- (7) 小・中学校等を対象とした、企業等外部の教育プログラムの効果的な活用について助言を行う「プログラムアドバイザー（教科学習分野、キャリア教育分野）」の配置（協力団体：2団体）
- (イ) 「令和元年度地域学校協働活動推進フォーラム」の企画及び実施
- (ロ) 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」における「教育プログラム」の提供及びその支援
- (エ) 「放課後子供教室における専門人材を活用した活動プログラムの充実事業」における「教育プログラム」の提供及びその支援
- (オ) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
会員団体数	477 団体	502 団体	548 団体	576 団体	586 団体

<成果>

- ア 会員団体数が、10 団体増加した。
- イ 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」では、56 団体が都立高校 138 校の「総合的な学習の時間」等において、「教育プログラム」の導入及びその支援を行った。
- ウ 「放課後子供教室における専門人材を活用した活動プログラムの充実事業」では、会員団体と連携し、専門人材を活用した、「科学実験教室」、「コミュニケーションワークショッププログラム」、「スポーツ教室」等、多様な「教育プログラム」を実施した。

<課題>

- ア 学校や放課後子供教室などから、企業・大学・NPO等の教育プログラムの情報や、具体的な活用事例を把握することが難しいとの声を聞くことから、小・中学校等への効果的な教育プログラムの提供方法やプログラムアドバイザーの活用についての周知方法等の検討が必要
- イ 新学習指導要領、放課後子供教室などの目的に適った学校内・外の教育活動に対応した「教育プログラム」の充実

＜今後の取組の方向性＞

- ア 「統括コーディネーター」や「放課後子供教室スタッフ」等を対象とした会議や研修、フォーラム等を通じて、企業・大学・NPO等の多様な教育プログラムの提示やプログラムアドバイザーの効果的な活用等について、周知等を行っていくとともに、企業・大学・NPO等との連携や多様な主体の「地域学校協働活動」への参画を推進し、子供たちの学びが充実するよう支援していく。
- イ 会員団体である企業・大学・NPO等と連携しながら、都立高校における新学習指導要領（総合的な探求の時間）や放課後子供教室の活動等に対応した「教育プログラム」の導入を支援していく。

2 「地域学校協働活動」の推進（地域教育支援部）

- (1) 「地域学校協働本部」の設置・促進
- (2) 統括コーディネーターの配置促進

＜取組状況＞

ア 区市町村の取組

区市町村が主体となって、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働し行う地域学校協働活動を支援する事業を実施した。

- ・実施地区数及び学校数の推移

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
地区数 (区市町)	24 地区	29 地区	30 地区	31 地区	32 地区
学校数	929 校	1,013 校	1,135 校	1,246 校	1,309 校

- ・主な活動内容

学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

イ 東京都の取組

- ・推進委員会の開催 2回

教育庁関係課職員で構成する委員会を設置し、地域学校協働活動をめぐる各課関連事業について共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

- ・統括コーディネーター会議 3回

都が統括コーディネーター（東京都地域学校協働活動推進員）を設置して、地域学校協働活動の推進等に関する情報交換や協議を目的として統括コーディネーター会議を開催した。

- ・情報提供や研修

「地域学校協働活動推進事業」報告書の印刷配布：4,000部

コーディネーター基礎研修の実施（2回）

コーディネーター（初心者）を主な対象とした基礎的な研修の実施

＜成果＞

- ・地域学校協働活動推進事業実施校数

実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）

平成 30 年度（66%） → 令和元年度（69%）

・統括コーディネーターの配置

配置地区数割合（事業実施地区における配置地区数の割合）

平成 30 年度（13%） → 令和元年度（100%）

<課題>

- ・実施地区の拡大や実施地区における地域学校協働本部の設置の促進
- ・地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

<今後の取組の方向性>

- ・未実施地区における地域学校協働本部の未設置理由を把握し、地域の実情に沿った設置を支援する。
- ・統括コーディネーター会議の開催、コーディネーター研修の実施や多様な地域学校協働活動事例の提供などにより、区市町村における取組充実を目指した支援に努める。

3 地域と共にある学校づくりの推進（都立学校教育部）

(1) 地域との連携・協働による学校運営の推進

<取組状況>

ア 地元商店街、企業、NPO等とのネットワークである地域学校協働本部と連携・協働し、地域との連携・協働をブランドイメージとする「地域連携リーディング校」として、平成 29 年度から 2 年間のモデル事業に引き続き、第三商業高等学校、園芸高等学校、武蔵村山高等学校の取組を支援している。

イ 高校選択の幅が広がる中、地元の期待・信頼に応える、魅力ある存在となり選ばれる高校となるために、地域と密着した「地域密着型教育活動推進校」として、竹台高等学校、大森高等学校、飛鳥高等学校、光丘高等学校、山崎高等学校の 5 校を指定した。指定期間は平成 31 年度から令和 3 年度までの 3 年間である。

また、学校運営連絡協議会に地元区市町村教育委員会職員を加え、連携強化に取り組んだ。

<成果>

地域連携リーディング校では、学校が組織的に地域連携に取り組んでいる状況が地域団体等に見えることにより地域の意識が向上し、学校と地域との関係がより密になり、教育活動の幅が広がった。

<課題>

地域から支援を受ける一方で、地域側との連絡調整が必要になり、教員の負担が増加している。

<今後の取組の方向性>

地域連携リーディング校と地域密着型教育活動連携校の連絡会を設置する等、ノウハウの共有や事業計画について支援する。また、教員の負担軽減について工夫していく。

第6 点検・評価に関する有識者からの意見

渡辺 恵子（国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部長）

令和元年度、東京都教育委員会は、「東京都教育ビジョン（第4次）」に基づき、多岐にわたる事業を実施し、都における教育活動の充実に取り組んでいる。なかでも注目した取組は、①地域未来塾の推進及びスタディ・アシスト事業の実施、②高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備、③スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業において、配置を希望する全ての区市町村に対し申請額の全額を補助していること、である。

①地域未来塾もスタディ・アシスト事業も、特に支援の必要な児童生徒をサポートするもので、対象児童生徒の満足度や意欲が高まり、学力向上にもつながっていることが読み取れる。いずれも、子供の相対的貧困率の高さや家庭の教育環境の格差が懸念される中で、公的部門が取り組むべき重要な事業である。今後の更なる展開に期待したい。

②高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備は、定住外国人が増加する中で、多文化共生の基盤を構築する重要な事業である。すぐには成果が見えにくい事業ではあると思うが、対象生徒が増加している状況に鑑み、引き続き拡充していただきたい。

③教員の忙しさは生徒（生活）指導によるところが大きいということが、最近の研究で明らかにされている。そのため、生徒（生活）指導上の課題に関し、SSW が社会福祉の専門的な立場から児童生徒が置かれた環境に働き掛けたり、福祉関係機関との連携を円滑に行うことは、児童生徒の支援にとってはもちろん、教員の働き方改革にとっても重要と考えられる。引き続き、配置を希望する全ての区市町村に対して申請額の全額を補助するとともに、その成果の把握に努めていただくことを期待したい。一方、点検・評価の方法に関しては、次の2点について検討していただきたい。

（1）区市町村との役割分担の「見える化」

毎年の「東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」は、東京都教育委員会のウェブサイトにも掲載される公表資料のため、都民が見ても分かりやすい資料とすることが求められる。その点で、いくつかの項目に関してはあるが、区市町村との役割分担が分かりにくい記述があったので、改善していただけないか。東京都教育委員会の職員にとっては当たり前の役割分担であっても、教育制度に詳しくない都民が見ても東京都教育委員会が行っている事業の具体的な対象や範囲が分かりやすい記述にさせていただけると良いと思う。

（2）事業の目的の明確化と、目的達成状況を測る評価指標の設定

いわゆる EBPM 推進の流れの中で、事業実施前の目的（期待する成果）の明確化と、事業実施後の目的達成を評価する指標の設定が重視されている。また、それらを検討する際に用いられるロジック・モデルでは、一般に、「インプット」「アクティビティ」「アウトプット」「中間アウトカム」「最終アウトカム」と分け、成果につながる道筋を論理的に整理する。各事業の「最終アウトカム」は子供たちの何十年後の姿かもしれないが、それにつながる「アウトプット」や「中間アウトカム」の指標（あるいは「代理指標」）を設定できないか、また、設定した指標に関するデータを教育の情報化の一環として学校等から収集する仕組みを構築できないか、東京都教育委員会において率先して検討してもらえるとありがたい。

『未来の東京』戦略ビジョン」及びその中での「東京型教育モデル」の実現に向けて、各種施策が位置付けられていることはよく分かりました。

以下、そのビジョン及び教育モデルの問題点も踏まえ、点検・評価（令和元年度分）に関する意見を記載させていただきます。

・施策展開が「断片的・縦割り」であるために、各種施策の有機的連携や効果倍増が図れず、教育現場にも教育委員会にも負担を強いるものになっている恐れがあります。

・施策を統合したときに、どういう教育や人材育成が可能になるのかというビジョンが上記ビジョンあるいは教育モデルであるとすれば、これらのものには、「一人一人への着目」「学校内外・世代内外・障害の有無を超えたシームレスな教育」といったよさがある反面、それをどう実現するのかという「実装方法」が見えてこない問題があります。端的に言えば、「受け身の教育から一人一人に着目し、課題解決力などを伸ばしていく学びに展開する」といった表現は「目標」であり、それがそのまま教育方法となるわけではありません（一人一人に着目すれば受け身の教育から脱却できるわけではなく、むしろより一層の受け身な学習を促進する恐れもある）。

これを解決するため、次の三点が重要だと考えます。

・学力モデルの見直し：知識・技能、思考力・判断力・表現力（及び課題解決力・創造力）等、学びに向かう力・人間性（及び自立性・主体性）等という資質・能力の三つの柱が相互にどう結び付き、これらが教育の中でどのように伸ばすのかのモデルの見直しが必要です。それが事業間の関連付け・統合に役立ちます（例：「1.1.3 高等学校における学力の確実な定着」「1.2.3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進」の事業間に関連付けがなく、アクティブラーニング、探究学習、カリキュラムマネジメントと学力の定着が全く無関係に行われているなどの「一人の学習者」の視点から見たときの改善）。

・教員の協働的授業改善：実践の成否を評価し、次の実践のための継続的改善につなげていくサイクルを、指定校を中心により充実していくことが必要です。

・目指す児童生徒像の共有と検証：上記の学力モデルと協働的授業改善の充実のために、事業のアウトプットやアウトカムを、各教育現場において実際の児童生徒の目指す姿として具体化し、検証にも使えるようなイメージとして共有しておくことが重要です。それによって各事業が日々どのような子供の姿を創り出すために展開されているのか、実際に子供の姿として結実しているのか、結実されていないとすれば、どこに目標と実装のギャップがあるのかを検証し続けていくことができます。

ウィズコロナ、ポストコロナの時代に向けて、どうしてもICTの早期導入やそれを使った教育の変革に目がいきますが、その際、「何をしたいのか」という教育で実現したい子供の姿を見失わないことが、上記のビジョン実現に向けて肝要かと思えます。

令和元年の点検・評価を拝見し、世界からも注目される都市の教育施策として、多岐にわたる多くの課題に対して積極的に取り組んでいる点については一定の評価をしたい。そのうえで、令和2年7月評価時点で新型コロナウイルス感染拡大の影響を外すことはできないため、「With コロナ時代における教育のニュー・ノーマル」を見据えた主要施策の早期見直しの必要性を申し上げたい。

〈「With コロナ時代における教育のニュー・ノーマル」を見据えた主要施策の早期見直しの必要性〉

東京都では、一人一台の情報端末の配備を含めた、TOKYO スマート・スクール・プロジェクトを推進しているが、With コロナにおいて学習者は、「学校へ通学する」という手段以外で、高度な教育を受ける必要性があり、同時に自治体においても学習権を担保した新しい義務教育課程を、いわゆる3密を避けながら遂行する責任があることから、「オンラインを活用した自宅からの学習」を視野に入れた施策の見直しが必要だと強く感じている。オンラインを活用した自宅学習の在り方を議論することは、義務教育課程において初の試みであり、家庭のインターネット環境整備（調査）やオンライン学習教材の開発（調達）、デジタル上に記録される学習履歴を基にした評価の在り方、学習者の自律的な学習姿勢をどう支援するかなど課題は山積しているが、「デジタルでできることと対面でしかできないこと」の整理をこれまでの視点に縛られることなく、「オンラインを活用した自宅からの学習の教育効果」を見据えた新しい TOKYO スマート・スクール・プロジェクトを、単なる環境整備に終始せず、推進していくことを期待する。

上記、With コロナへの対応は待ったなしと理解しているが、段階的な整備になる場合は、2.5.2「都立学校スマートスクール構想」の推進、1.1.4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実、1.1.7 島しょにおける教育活動の充実、4.11.4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援などをきっかけに整備を図ることが重要と考える。

次に、個別最適化と学びのSTEAM化について申し上げたい。

〈個別最適化されたワクワクに基づく STEAM 教育への転換〉

STEAM 教育とは、様々な解釈がある中、ここでは主体的・対話的で深い学びと同義語と理解していただいて構わないが、主体的学習者（アクティブラーナー）を育成することである。東京都では、個別最適化された学びや主体的・対話的で深い学びを実現し、知識習得型から価値創造・課題解決型の学びへの転換を図る施策を展開している。重要な点は、一人一人の興味・関心、傾向・特徴、趣味・嗜好^{しこう}は異なることから、しっかりと「ワクワク」をアセスメントすることにある。これまでは教師や人の力でアセスメントしていたが、デジタル上のログによりアセスメントする環境が必要になる。つまり、前述したデジタル化による環境整備と連動しており、一体的に推進することの必要性があることを申し上げたい。

最後に、前述したデジタル化による環境整備は、With コロナのためではなくきっかけになったにすぎず、未来の教育に必須な環境であることを経済産業省 未来の教室でも提言している。これからの東京都の教育は、「学習基盤づくり」→「個別最適化」→「STEAM化」の流れに併せて学習者の行動変容につなげていくストーリー性のある施策展開が必要と考える。

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
20教総政第135号
平成20年6月12日
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年6月12日から施行する。
この要綱は、平成27年6月26日から施行する。
この要綱は、令和2年5月12日から施行する。